

人 口 増 強 爭 興 の 基

人 口 問 題 研 究

第 四 卷 第 三 號

昭和三十一年八月刊行

調査研究

續徳川時代全國人口の再吟味……………關山直太郎（二）
モンベルトの福祉説について……………本多龍雄（一一）

彙報

薬事法の公布——關東州國民體力令の公布——國民體力法施行規則中改正の件公布——船員保險法施行令中改正の件公布——船員保險法中改正法律の一部施行期日の件公布——國民健康保險法施行規則中改正の件公布——國民健康保險法施行規則第十三條の三の保險醫が診療を爲すに付必要なる事項の告示——大學學部等の在學年限又は修業年限の臨時短縮布——農林省の農林水產業調查規則に依る昭和十六年八月一日現在基本調査結果の發表

文獻

邦文人口問題關係文獻（三四）

厚生省研究所人 口 民 族 部

人口問題研究

第四卷 第三號

調査研究

續徳川時代全國人口の再吟味

關山直太郎

はしがき

筆者は曩に本誌第二卷第八號に標記の論題を以て、徳川時代の全國人口に關する從來の通説(1)に對し、諸種の疑問を披露し、且つ之に對して自ら妥當と信する若干の私見を陳述した。其の主要な論點は、「全國人口調査の動機に對する疑」、「享保八年の全國人口調査説に對する疑」、「調査範囲及調査客體に對する疑」、「文化十三年人口に對する疑」、「全國人口趨勢の再吟味」であつて、二年後の今日に於ても大體の内容に就てはさして改變の必要を認めて居らぬ。唯、當時見得を取らざつた資料が、其後管見に入つたものもあり、殊に全國人口の數に關しては、尙ほ未紹介の回次分をも發見し得、且つ從來異説のあつた分に對しては、之が正否を決定するの材料をも一二得られたので(筆者がこ

の前若干の保留を以てではあつたが、嘉永五年に撮した人口は寧ろ之を文政十一年に充つべきものと改めたことを、前以て特におことはりする)、茲に重ねて同標題の下に拙文を發表することとする。

尙、徳川時代の全國人口統計には、周知の様に多數の除外者があり、其の數は或は二百萬人と云ひ、二百五十萬人と云ひ、三百萬人と云ひ、三百五十萬人と云つてゐるが、其の據るべき基礎は甚だ薄弱であり、且つ其の見積りは甚だ過少と認められる。筆者も此の點に關しては曾て誤を冒した譯であるが、其後明治初年の人口が一朝卒然として増加したものでないといふ極めて當り前の事實に想到し、其除外數は少くとも四百五十萬人乃至五百萬人位に上つたものと信ぜざるを得なくなつた。第二項は右の趣旨を論じたものである。

第一項 調査回次とその該當人口

徳川時代の全國人口の調査は、周知の如く享保六年以後、嚴密に云へば同十一年以後六年毎に反復せられ、以て幕末に至つたが、その末期には幕府の統制力も弱まり、又内外多事であつたため、實際上之を行ひ得なかつた年もある。從て果して何回實行されたかは明確でないが、少くとも二十數回に及ぶべく、もし最終該當年たる元治元年迄毎回實施されたとすれば、全部で二十五回行はれたこととなる。而して其の調査結果に就ては、古く寛政年間太田南畠が幕府の公文書類を編纂した「竹橋餘筆別集」や、安永年間西山文叔が編輯した「官中祕策」等に夫々數回分を傳へて居り、又若

手の隨筆書類等にも之を載するものがあつた。然し此等は概ね寫本として未刊の儘祕藏されてゐたので、永く世人の眼に觸れることが出来なかつた。明治になつて横山由清(明治十二年)、「本朝古來戸口考」⁽⁴⁾、小宮山綏介(明治二十一年)、「近世人口の蕃殖」⁽⁵⁾、井上瑞枝(明治三十七年)、「大日本古來人口考」⁽⁶⁾等の諸學者(明治十三年の「洋々社談」五十九に載せられた黒川眞頼氏の「日本人口總計考」には徳川時代の人口は「官中祕策」記載の分のみをあげ、又同十六年「如鶴社説」後篇十四に載せられた「古今戸口考」は徳川時代の人口に及んでゐない)の探索研究に依り、此等が次々世に紹介さ

れ、又前記の寫本類も印刷に附せられたため、漸く一般に知られる様になつた。而も此の間勝安芳が大藏省の依囑により主として幕府勘定所の書類を基礎として編纂した「吹塵錄」が公刊され、又舊時大藏省で編纂した「徳川理財會要」も大正年間に發行され、更に昭和年代に入つて瀧本誠一博士編纂の「日本經濟大典」第四十八卷に「天明寛政人數帳」が收容さるゝに及び、新に補足し、且つ從來誤り傳へられたものを訂正するの便が與へられた。今試みに明治初年から三十年代迄の諸學者の紹介した各回人口を左に表出してみよう。

柏木政矩(イ)	横山由清(ロ)	細川廣世(ハ)	勝安芳(ニ)	小宮山綏介(ホ)	ドロッパース(ヘ)	井上瑞枝(ト)
○寛延三年分	×延享元年分	○享保六年分	○享保十一年分	○享保六年分	×享保六年分	○享保六年分
○寛延六年分	○寛延三年分	○同十七年分	○同十七年分	○同十一一年分	○同十一一年分	○同十一一年分
○文化元年分	○寛延六年分	×延享元年分	○寛延三年分	○同十七年分	○同十七年分	○同十七年分
○寛延十三年分	○寛延三年分	○寛延三年分	○安永三年分	○寛延十二年分	○延享元年分	○延享元年分
○弘化三年分	○寛延六年分	○明和五年分	○明和五年分	○寛延六年分	○寛延三年分	○寛延三年分
○同十年分	○同十三年分	○寛政四年分	○寛政四年分	○寛政四年分	○寛政四年分	○寛政四年分
○文化元年分	○天明六年分	○寛政四年分	○同十二年分	○寛政四年分	○寛政四年分	○寛政四年分
○弘化三年分	○同九年分	○同九年分	○同九年分	○寛政六年分	○寛政六年分	○寛政六年分
○同十三年分	○同十三年分	○同十三年分	○同十三年分	○寛政六年分	○寛政六年分	○寛政六年分
○同十三年分	○同十三年分	○文化元年分	○同十年分	○寛政四年分	○寛政四年分	○寛政四年分
○同十三年分	○天保五年分	○天保五年分	○天保五年分	○寛政四年分	○寛政四年分	○寛政四年分
○弘化三年分	○寛政四年分	○寛政四年分	○同九年分	○寛政四年分	○寛政四年分	○寛政四年分
○同十三年分	○寛政四年分	○寛政四年分	○同九年分	○寛政四年分	○寛政四年分	○寛政四年分
○同十三年分	○嘉永五年分	○弘化三年分	○文政十一年分	○寛政四年分	○寛政四年分	○寛政四年分
○弘化三年分	○文化元年分	○文化元年分	○天保五年分	○寛政四年分	○寛政四年分	○寛政四年分

「本朝古來戸口考」

〔形勢總覽〕但し同書には享保六年は八年とあり、寛延三年は寛延年中とある。

「吹塵錄」

〔近世人口の蕃殖」

〔徳川時代に於ける日本の人口〕但し、二回端數に小異があるが誤植と認む

〔ト〕(ホ)(ニ)(ハ)(ロ)
〔大日本古來人口考〕本論文には既往發表の計數は殆んど全部網羅してあるが、その當否を斷定してゐない。茲にはその中の單なる推測のものや調査年次以外の年の分は之を除く。

○印は正常と認めらるゝもの×印は誤れりと認めらるゝもの。

即ち明治十年以前には僅かに二回分が知られたに過ぎなかつたが、十二年には四回分、十六年には六回分、二十年以後は十二三回分が知られる様になつた。(尤も此中には誤謬の明かなるものが若干ある)。然るに我々は今日前記諸氏の研究の成果を利用して、又其後發表されたものにより訂正増補して、前後十八回分を知り得るのである。勿論此等の中には或は幕府の公的記錄に其の出所をもつと覺しきものがあると共に、其の出所の明かでないものもあり、又調査條規を始め、國別、男女別人口を詳しく述べるものが有るに對して、或年の調査人口の末尾に附掲さるゝ前回調査との差引増減に依り、前回分を算出したものもある。又年代が判然とせず異説が立てられてゐるものもあり、其の他書寫の誤謬か、或は當初よりの誤か、内譯と合計と一致しないものも少なくなく、端數切捨を元來のラウンド・ナムバーと解して合計したらしい誤もある。今比較的信頼に値ひすると認めらるゝ回次の調査人口とその出典とを左に掲げよう。

(一) 享保六年人口

二六、〇六五、四二三人

(「竹橋餘筆別集」八)

〔「竹橋餘筆別集」八、「吹塵錄」〕

之は幕府への報告書と思はるゝ「享保二十己卯年五月」の日附をもつ文書中に、享保十一、十七兩年次の全國人口並に別に幕府が提出を命じた

續徳川時代全國人口の再吟味

十犬藩の人口趨勢と共に記載されてゐるのである。此三回分の人口を小宮山綏介氏は出典を示さずして紹介してゐられるが(其のため永く世上に「小宮氏説」として通用した)、多分此「竹橋餘筆別集」に依られたものなるべく、井上瑞枝氏は其論文中に本書を出典として掲げてゐられる。尙、此度の調査は必ずしも享保六年のものと限らず、五年調のものも入つてゐるわけであつて、本庄博士は之を他の年次の數字と區別して考へねばならぬと云つてゐられる。然し當時の人口をさ程嚴密に考へる必要はなく、享保六年人口として扱つても差支へないと思ふ。

(二) 享保十一年人口

二六、五四八、九九八人

(「竹橋餘筆別集」八、「吹塵錄」)

「竹橋餘筆別集」には、享保六年の人口と比較して『寅年ヨリ午マデ五年ノ間増四十八萬三千五百七十六人』と記してゐる。

(三) 享保十七年人口

二六、九二一、八一六人

(「竹橋餘筆別集」八、「吹塵錄」)

「竹橋餘筆別集」に依れば、『未ヨリ子マデ六年ノ間増三十七萬二千八百拾八人』とある。「吹塵錄」には男女の内譯を掲げ、又傍書に今回の調査が五歳以上に限つた如く記して居り、更に附註して、『此壹年は石川

壯次郎より得たるもの也。一本に「武林隱見錄」によるとありて、諸國人別を記せり。其人員符合せり」と云つてゐる。國別人口を記載してゐると云ふ「武林隱見錄」を今日見ることを得ないのは遺憾である。尙、今回調査が五歳以上に限つたといふ説の輒く信すべからざること、及石川壯次郎が幕末勘定所の役人であつたといふことは前稿に於て論じた。

(四) 延享元年人口 二六、一五三、四五〇人 (「官中祕策」)

之は次回分との差額二三五、六二〇人を加へて算出したものである。

小宮山氏及井上氏は此計數を探つてゐるが、横山氏は此年分として二五、六八二、二二〇人をあげてゐる。之は寛延三年の増加分二〇八、五一三人を差引いたのみで、減少分四四四、一四三人(此増減は男女別の増減數か、増した國及減つた國の夫々の合計分か不明である)を加へてゐないために起つた誤である。

(五) 寛延三年人口 二五、九一七、八三〇人

(「官中祕策」、「吹塵錄」)

「官中祕策」の掲ぐる所に依り始めて國別及男女別の計數が知られる。

鈴木券太郎氏が往時發表された「寛延三年御國人口表」⁽¹⁰⁾には、男女合計二五、九三五、七一人としてゐるが、之は蝦夷松前の男女計二、八〇七人を加算したのである。

(六) 寛政六年人口 二六、〇六一、八三〇人 (「官中祕策」)

寛延三年との差増一四四、〇〇〇人を加へたものであり、横山、小宮

山氏の採用する所である。但し「官中祕策」には端數は三十餘人となつてゐるものと、三十人となつてゐるものがあり、又差増額に千以下の端

數がないのも訝むべきであるが、今姑く之を問はない。澁井孝徳(大室)の「地理志」には此年の國別人口を傳へてゐたが、其中には計數の缺けて

ゐる國が若干あつた。高橋梵仙氏は同人著の「國史」卷二十三(帝國圖書館藏)によつて、其完全なものを得られたが、之によると同年の總數は二六、〇七〇、七二二人である。但し之には蝦夷人口二三、六三一人を含んでゐる。

(七) 寛政十二年人口 二五、九二二、四五八人 (「吹塵錄」)

以下四回分は「吹塵錄」に傳へるのみで、小宮山、横山、井上氏等も觸目するに至らなかつたものと考へられる。

(八) 明和五年人口 二六、二五二、〇五七人 (「吹塵錄」)

(九) 安永三年人口 二五、九九〇、四五一人 (「吹塵錄」)

(十) 安永九年人口 二六、〇一〇、六〇〇人 (「吹塵錄」)

(十一) 天明六年人口 二五、〇八六、四六六人

(「吹塵錄」、「天明寛政人數帳」)

「吹塵錄」には總數のみを傳へてゐたが、瀧本博士が「日本經濟大典」第四十八卷に收められた「天明寛政人數帳」には國別及男女別人口を詳細載せてゐる。

(十二) 寛政四年人口 二四、八九一、四四一人

(「吹塵錄」、「甲子夜話」)

之は次回寛政十年との差額五七九、五九二人を差引いたものである。松浦靜山の「甲子夜話」卷八十七に早く之を載せてゐる。小宮山氏も此數字を紹介してゐるが、或は同書に依つたものかも知れぬ。

(十三) 寛政十年人口 二五、四七一、〇三三人

(「吹塵錄」、「甲子夜話」)

(十四) 文化元年人口 二五、六二一、九五七人

(「吹塵錄」、「天明寛政人數帳」)

之は夙に横山氏に依つて紹介されたのであるが、小宮山氏は別に同年

の人口を算出することが出来るのである。

(十六) 文政十一年人口 二七、二〇一、四〇〇人

(「文恭公實錄」、「徳川理財會要」)

之は小宮山氏が先づ紹介されたのであるが、出典は示していない。井上氏は「文恭公實錄」を引用して之を文政十一年に充てながら、一方では之を嘉永五年人口に充てゝゐられる。即ち同氏は「嘉永六年臘月調閱國總查規定の署名者大目付神保佐渡守、勘定奉行石川左近將監の各在職期間より推して、文化元年のものと斷定せざるを得ない。小宮山氏が文化元年分として採用された二五、五一七、七二九人は、明治十六年刊の細川廣世編「形勢總覽」に掲ぐる文化十三年人口と全然同一であり、小宮山氏は恐らく兩者の年次を誤つて採用されたのではないかと考へられる。然し此「形勢總覽」の文化十三年人口を國別に検討してみると、文化元年分と符節を合する如く一致する。唯一致しない分が數國あるが、之は明かに傳寫の誤り或は脱漏であることが看取される。「形勢總覽」の編者は此誤の儘を集計して前記二五、五一七、七二九人を得たのである。之が文化十三年のものでないのは勿論、文化元年分でもないことが明かな以上、我々は潔く之を捨てねばならぬ。

(十五) 文政五年人口 二六、六〇二、一一〇人

(「徳川理財會要」)

之は次の文政十一年人口から差額五九九、二九〇人を差引いたものである。文政五年人口は從來何人によつても紹介されなかつたが、「徳川理財會要」の引用する「帳會記」⁽¹⁶⁾には文政十二年との差を『五年甲午(壬午の誤か)點檢額ヨリ減少スル者一千萬三千四百七十五人、同上點檢額ヨリ増加スル者七十萬三千七百六十五人』と記して居り、之によつて文政五年

に儼乎として詳細なものを載せて居り、而も其の數字には大差がある。

斯くの如く此二七、二〇一、四〇〇人の該當年次は斷定困難であり、曾て

私は多大の疑を存しながら、姑らく井上氏の『嘉永六丑臘月調査國總人

別寄帳寫の六字に信を置いて、之を嘉永五年の人口と看做したい』とな
したことがあつた。然るに其後『文恭公實錄』を實見し、同書が卷頭の引
用書目中に「文政戊子人別帳」(原文には文化戊子とあるが、戊子は文化

ではなく、文政の誤なることは明かである)をあげるなど甚だ周到であつ
て、其記事に信賴が置け、又「帳會記」などの資料的性質を考へ、更に
「嘉永六丑臘月調査國總人別帳寫」がその名稱から見て根本資料でな
く、却つて後代の傳寫らしく思はるゝ點などを考へて、之を文政十一年

年	次	皇 紀	男	女	計	指 數	一年間平均	増 減 數	付同上率
享 保	六	二三八一			二六、〇六五、四二五	一〇〇・〇〇			
一	一	二三八六			二六、五四八、九九八	一〇一・八六	九六・七一五		
一	七	二三九二	一四、四〇七、一〇七	一三、五一四、七〇九	二六、九二一、八一六	一〇三・二九	六三・一三六	二・三	
元 文	三	二三九八			二六、一五三、四五〇	一〇〇・三四	六四・〇三〇		
寶 厲	元	二四〇四			二五、九一七、八三〇	九九・四三	三九・二七〇		
延 宽	三	二四一〇	一三、八一八、六五四	一二、〇九九、一七六	二六、〇六一、八三〇	九九・九九	二四・〇〇〇	一・五	
一	二	二四一六	一三、八三三、三一一	一二、二三八、九一九	二五、九二一、四五八	九九・四五	二三・六九五	〇・九	
和 永	五	二四二三	一三、七八五、四〇〇	一二、一三六、〇五八	二六、二五三、〇五七	一〇〇・七二	五五・〇九九	〇・九	
明 政	六	二四二八			二五、九九〇、四五一	九九・七一	四三・六〇一	二・一	
安 天	九	二四三四			二六、〇一〇、六〇〇	九九・七九	三・三五八	一・七	
寛 明	三	二四五〇			二五、〇八六、四六六	九六・二四	一五四・〇二四		
政	四	二四五二			二四、八九一、四四一	九五・五〇	三二・五〇四		
					一・三	五・九			

に當つるの穩當なることを信ずるに至つたのである。

(十七) 天保五年人口 二七、〇六三、九〇七人

(「天保五年人口數帳」)

小宮山氏は出典を示さずして其總人口のみを紹介されたが、篠崎亮氏
は大正六年一月「統計學雜誌」(1917)上に、「天保五年人口數帳」に依り、國
別及男女別人口を詳細に發表された。

(十八) 弘化三年人口 二六、九〇七、六二五人 (「吹塵錄」)

「吹塵錄」に「弘化三年諸國人數帳」が收載されて居り、男女別及國
別人口の詳細が知られる。

以上十八回分を今一覽表に作成し其の趨勢を窺へば次の如くである。

備考 ×印は減を示す

- (1) 高橋梵仙氏は「日本人口史之研究」中に『二十四回（實は二十五回）の調査があつた譯である』（一〇四頁）と斷定して居られるが、之は「あるべき筈であつた」となした方が穩當であらう。

(2) 「竹橋餘筆全」（「國書刊行會本」）四四七頁

(3) 「官中祕策」の刊本は寡聞にして知らないが、其人口の部に就ては、明治十二年四月出版の「學藝叢談」五編に、土岐孝氏が淺草文庫本を底本とし、黒川眞頼氏本を参考として詳しく述べてゐる。

(4) 「學藝志林」五、一七四頁。同氏の「日本田制史」にも收容さる。

(5) 「如蘭社話」七、之と同趣旨のものとして「近代の人口並人口と天時との關係」（『國史論纂』八一四一八二六頁、明治三十六年）がある。

(6) 「統計學雜誌」第二二三、二二四、二二五、二二七、二二八號（明治三十七年）尙本稿の成つた時期に就て、高橋梵仙氏は井上氏が統計院在職時代（明治十四年五月乃至十八年十二月）であらうと云はれてゐるが（「日本人口統計史」一九八頁）、小宮山氏の論稿を引用した所があるに徴すれば明治二十二年以後のものなること明かである。

(7) 高橋氏は此等調査の結果は今日材料が紛失又は散逸して、僅かに五回目の寛延三年、六回目の寶曆六年、十五回目の天明六年、十四回目の文化元年、十九回目の天保五年、二十一回目の弘化三年、二十二回目の嘉永五年（之は本文の如く十八回目の文政十一年に當るものであらう）の七回分が判るだけで、他の十七回分は不明であるとされ、「吹塵錄」等の傳ふる計數も概ね之を斥けてゐられる（前掲書一〇四一一〇五頁）。高橋氏の採否の基準は國別人口の判明せるか否かに依るもので

あるが、果して之が基準となるかどうかも問題である。私は相當根據あるものとして傳へられ、且つ計數自體さ程不合理でないならば、國別人口の判明せるものは勿論、然らざるものも、一應吟味の上姑く之を採用して置て方が穩當であると思ふ。

- (8) 「人口及人口問題」二〇頁
- (9) 「海舟全集」第三卷所收、一四三頁
- (10) 「東京經濟雜誌」百二十五號(明治十五年)
- (11) 高橋梵仙氏「日本人口史之研究」附表參照
- (12) 「國書刊行會」本第三卷三四頁。松浦靜山は平戸藩主で幕官とも親密に交遊してゐたので、此種の資料を見聞する機會もあつたのである。
- (13) 「日本經濟大典」第四十八卷解題
- (14) 「徳川時代全國人口の再吟味」(「人口問題研究」第二卷第八號、昭和十六年)
- (15) 同書一三〇頁、尙同書一二九頁には同じく文化十三年人口として二五、六二二、九五七人を掲げてゐる。小宮山氏は文化十三年に此數字を、文化元年にも一つの數字を採用したのであるが、何れも非である。
- (16) 「日本經濟大典」第五十四卷三九二頁
- (17) 「我自刊我叢書」本(明治十四年刊)卷下十一丁表
- (18) 前掲拙稿八頁

第二項 除外人口の考察

斯くして今日吾々は前後十八回分の全國人口數を知り得るのであるが、曾ても述べた如く之は當時の國民全部を網羅したものではなく、又調査方針が前後一貫してゐるかどうかも十分明かではない。而して如何程の實數が除外されてゐるかに就ては、從來小宮山氏⁽¹⁾やドロツバース氏⁽²⁾の推算があるが、信賴に値ひするとは云へない。此等は主として明治初年の族籍別人口を參照したのであるが、除外者は必ずしも一定身分者に限らなかつたことは既述の通りである。もし身分別の除外に止まつたならば、華士族及卒族の數は約百八十萬であり、又エタ、非人は全部除外されたか否かも判らないが、假に全部除外されたとしてもそれは三十八万餘であつたから、兩者を併せて約二百二、三十萬の除外となすことが出来る。又、皇室御料や公卿領の人民も除外されたと思はれるが、其數は二十萬人位に止まつたらう。之を加算したら二百五十萬人位の除外となる。然し此外に武家の奉公人の除外があり、年齢關係の除外があり、更に無籍者の除外があつた。此等は今日からして到底推算することを得ないのである。從來の説に依れば、此等除外數を全部合計して二百萬乃至三百萬人となして居り、私も嘗て大體三百萬乃至三百五十萬人の除外と推測して、徳川時代後半期の總人口は二千八百萬乃至三千萬人程度を上下したものであらうとの説を立てた。⁽⁴⁾然し此除外數從て總數は、尙聊か寡少に見積られてゐるのではないかと思ふ。之は比較的調査が整備してきたと認めらる明治五年正月末調の人口から逆に推測しての結論である。即ち明治五年の總人口は三千三百十一萬餘(疏

球・千島・樺太を除けば約三千三百萬人)であつたが、後に届洩者の就籍があつて、之を加算する時は、約三千四百八十萬人(琉球等を除けば三千四百六七十萬人であらう)に上ることが明かとなつた。之を徳川時代最後の調査人口たる弘化三年の三千六百九十九萬人に比べると、約七百八十萬人の増加となるのである(三千三百萬人に比べると六百十萬人増)。弘化三年から明治五年迄二十五年間、假にずつと増加を續けたものとし、而して其自然増加率を明治初年の例に倣ひ、人口千に付四人とすれば、弘化三年の人口は三千百五十萬人(三千三百萬人を採る時は二千九百八十七萬人)でなければならず、又自然増加率を五人とすれば、弘化三年は三千七十二萬人(三千三百萬人とするときは二千九百十三萬人)でなければならぬ。之を弘化三年の調査人口二千六百九十九萬人と比較するときは、前者では四百六十萬人、後者では三百八十二萬人の除外となるのである。(明治五年の調査人口に三千三百萬人をとると、弘化三年調査人口は前者で二千九十七萬人、後者では二百二十三萬人の除外となる。之は餘りに寡少に失するから、明治五年人口三千三百萬人は此點から見ても正しくないことが判る)。勿論弘化三年から明治五年迄連年増加を續けたとは其直前の人口状態を見れば断言できないし、況んや自然増加率人口千に付四人或は五人といふことは、當時としては比較的高く見積もられてゐるのであるから、弘化三年總人口三千七十二萬人乃至三千五百萬人は寧ろ内輪の計算としなければならぬ。從て當時の除外數三百八十萬乃至四百六十萬人も決して過大な見積りではなく、或は五百萬人の除外であつたと稱しても必ずしも不當ではなくからう。現に前回掲げた國別人口表に依ても明かな様に、弘化三年と明治

五年との比は、全體として見れば後者が約二割三分の増であるが、此内平均以上(假に二割五分増以上をとる)の増加國は、駿河、伊豆、下野、陸奥、出羽、越前、加賀、能登、越中、因幡、美作、備後、長門、淡路、阿波、讃岐、伊豫、筑前、肥前、肥後、日向、大隅、薩摩、対馬、蝦夷松前の二十國に及び、弘化三年の人口合計約八百十萬人に對して明治五年は約三千三百三十萬人に達する。其差は約五百二十萬人であるが、前掲の如き明治五年に届洩れのあつたことを斟酌すれば、千四百萬人にもなるべく、其差は六百萬人に達するであらう。假に此等の諸國が總て二十五年間自然増加をつづけたとしても、明治五年に千四百萬人に達するには、弘化三年は恐らく一千二百萬人以上でなければなるまい。即ち此二十五箇國分でも約四百萬人の除外があつたものといふべく、其他の四十箇國は勿論右の諸國程其差は顯著でないが、若干の例外を除けばやはり多かれ少なかれ除外數があつたことは之を認めねばならず、點數は百萬人を下つたことは信じられない。之から見ても、弘化三年の除外數が四百五六萬乃至五百萬人に上つたといふことは強ち信じられないものではない。勿論此除外數が各回を通じて同様であると斷定することを得ないが、身分別人口は略々固定的であり、又年齢關係に依る除外も大體慣例によつたと認めらるゝから、前後を通じてさ程徑庭があつたとは云へないであらう。即ち各回ともやはり四百五、六十萬乃至五百萬人の除外があつたと云つても必ずしも不當でなく、從て徳川時代の全國總人口は、此除外數を加算して、最低二千九百四、五十萬人から、最大三千二百萬人位の間を上下したものと云つてよからう。周知の如く右高と人口とは大體正比例關係があり、高千石に付大體千人内外であつ

た。而して幕末の石高は三千萬石を優に突破してゐたのであるから、此の

一六頁)

點からみても總人口が三千萬人或は三千二百萬人位に達したと見るのは不當ではない。否斯く見てこそ、始めて徳川時代の全國人口と明治の全國人口とが、合理的に連結するのである。

- (1) 小宮山氏は天保五年の調査數に、明治初年調査の琉球、蝦夷の二國及華・土・卒族・エタ・非人の五類の數二百六十二萬人を加へたる、合計二千九百六十八萬餘人を以て當年の全國人口となしてゐる。但此の場合無籍者は不明としてやはり除外されてゐる。(前掲「國史論纂」八

(埋め草)

が信憑に倣ひしないのは云ふ迄もないのである。

全國人口の推計
世には往々上古、中古、中世の全國人口として傳へる數字がないではない。例へば聖德太子の御傳記と稱するもの、行基菩薩に關する書、或は日蓮の遺文錄と稱するもの等に記載する或は記載すると稱する計數が之であつて、徳川期乃至明治初期の學者中之を引用する者が少なくない。

(埋め草)
以上のやうな事情であるから、今日吾々は中世以前

の全國人口や、人口狀態を適確に窺ひ知ることは殆ど不可能である。明治初年以降學者の中には、此の不可能事と見らるゝ全國人口の推計を種々の點から試みた人もあつたが、其の根據とする所は充分有力とは云ひ難く、又推計の方法も甚だ素朴であつたため、得た結果も餘り價値高いものと認め難いのは甚だ遺憾である。

其の數は諸書大同小異であるが、聖德太子に關するものは四百九十九萬(豊岐、推古兩天皇の御代)とするものが多く、行基菩薩に關するものは或は四百五十何萬とし、或は八百六十何萬(聖武天皇の御代)とし、又日蓮に關するものは略々聖德太子に關するものと等しい(後宇多天皇の御代)。此等の計數は上古から中世に及ぶ殆んど一千年に亘る時代に關するものであるが、其の數に大差がないのは怪しそく、而も男女別人口の判明するものは悉く女子人口が超過し、或ひは二倍、或ひは三倍に上る有様である。

此等は要するに單なる傳説に過ぎず、而も之を載する原典自體が遙か後世の偽撰なるもの多く、其の計數

(2) ドロツパース氏は色々の推算と推量とを以て、三百七十二萬人を加ふるを以て正常に近いものとしてゐるが、其根據とする所は全く取るに足らない(高橋氏譯、前掲書一四八頁)。

- (3) 本庄榮治郎氏「日本人口史」四二頁
- (4) 摘著「日本人口史」六三頁
- (5) 内閣統計局調査資料第三輯「明治五年以降の我國人口」

全國人口の推計

ときれた戸籍、財帳の記載が、後述の如く充分信頼に倣ひせぬ限り、之とて果して幾許眞相に近づいてゐるか疑問であらう。

次に時代は遙かに降つて中世末期戰國時代の全國人口を推計した人に吉田東伍博士(「維新史八講」)及竹越與三郎氏(「日本經濟史」第二卷)がある。吉田氏は徳川時代の石高と人口とが大體正比例した關係(一石に付一人)に著目して、天正年間(二三三三一二二五二年)の石高千八百萬石なれば、當時の總人口は千八百萬人位なるべしと推算され、同じ様な考へ方で竹越氏も其の少し前の時代の人口を千三百萬人と推計して居られる。此の種の推計方法は極めて大難把であるが、それだけ却て大要を得て實際に近いものであるかも知れない。前賢學者の試みに比して、頗る出色的の業績と云ふべきであらう。

同氏の推計に依れば、奈良時代の「良民總口は五百萬と六百萬との間にあり」之に良民以外の賤民・雜戸・私民を加へると、全國の總人口凡そ六百萬乃至七百萬であらうと云ふことである。源田氏の推計方法は現在能く限りの厳密さを以て爲されてゐるが、其の本義

(關山直太郎著「日本人口史」より)

た。而して幕末の石高は三千萬石を優に突破してゐたのであるから、此の

一六頁)

點からみても總人口が三千萬人或は三千二百萬人位に達したと見るのは不當ではない。否斯く見てこそ、始めて徳川時代の全國人口と明治の全國人口とが、合理的に連結するのである。

- (1) 小宮山氏は天保五年の調査數に、明治初年調査の琉球、蝦夷の二國及華・土・卒族・エタ・非人の五類の數二百六十二萬人を加へたる、合計二千九百六十八萬餘人を以て當年の全國人口となしてゐる。但此の場合無籍者は不明としてやはり除外されてゐる。(前掲「國史論纂」八

(埋め草)

が信憑に倣ひしないのは云ふ迄もないのである。

全國人口の推計
世には往々上古、中古、中世の全國人口として傳へる數字がないではない。例へば聖德太子の御傳記と稱するもの、行基菩薩に關する書、或は日蓮の遺文錄と稱するもの等に記載する或は記載すると稱する計數が之であつて、徳川期乃至明治初期の學者中之を引用する者が少なくない。

其の數は諸書大同小異であるが、聖德太子に關するものは四百九十九萬(巖崎、推古兩天皇の御代)とするものが多く、行基菩薩に關す

るものには或は四百五十何萬とし、或は八百六十何萬(聖武天皇の御代)とし、又日蓮に關するものは略々聖德太子に關するものと等しい(後宇多天皇の御代)。此等の計數は上古から中世に及ぶ殆んど一千年に亘る時代に關するものであるが、其の數に大差がないのは怪しそうく、而も男女別人口の判明するものは悉く女子人口が超過し、或ひは二倍、或ひは三倍に上る有様である。

此等は要するに單なる傳説に過ぎず、而も之を載する原典自體が遙か後世の偽撰なるもの多く、其の計數

(2) ドロツパース氏は色々の推算と推量とを以て、三百七十二萬人を加ふるを以て正常に近いものとしてゐるが、其根據とする所は全く取るに足らない(高橋氏譯、前掲書一四八頁)。

- (3) 本庄榮治郎氏「日本人口史」四二頁
- (4) 摘著「日本人口史」六三頁
- (5) 内閣統計局調査資料第三輯「明治五年以降の我國人口」

ときれた戸籍、財帳の記載が、後述の如く充分信頼に倣ひせぬ限り、之とて果して幾許眞相に近づいてゐるか疑問であらう。

次に時代は遙かに降つて中世末期戰國時代の全國人口を推計した人に吉田東伍博士(「維新史八講」)及竹越與三郎氏(「日本經濟史」第二卷)がある。吉田氏は徳川時代の石高と人口とが大體正比例した關係(一石に付一人)に著目して、天正年間(二三三三一二二五二年)果も餘り價値高いものと認め難いのは甚だ遺憾である。

唯、澤田吾一氏が先年其の著「奈良朝時代民政經濟的數的研究」に於て、僅かに殘れる戸籍、計帳及轄和帳の斷簡を基礎として、人口の男女別比率、年齢構成、男口と課口との比率、一戸當人員等を算出し、之より發して當時の郷別及個人口を推計してみられるのは、從前諸學者の試みに比して、頗る出色的の業績と云ふべきであらう。

同氏の推計に依れば、奈良時代の「良民總口は五百萬と六百萬との少し前の時代の人口を千三百萬人と推計して居られる。此の種の推計方法は極めて大難把であるが、それだけ却て大要を得て實際に近いものであるかも知れない。

(關山直太郎著「日本人口史」より)

モンベルトの福祉説について

本多龍雄

内 容 目 次

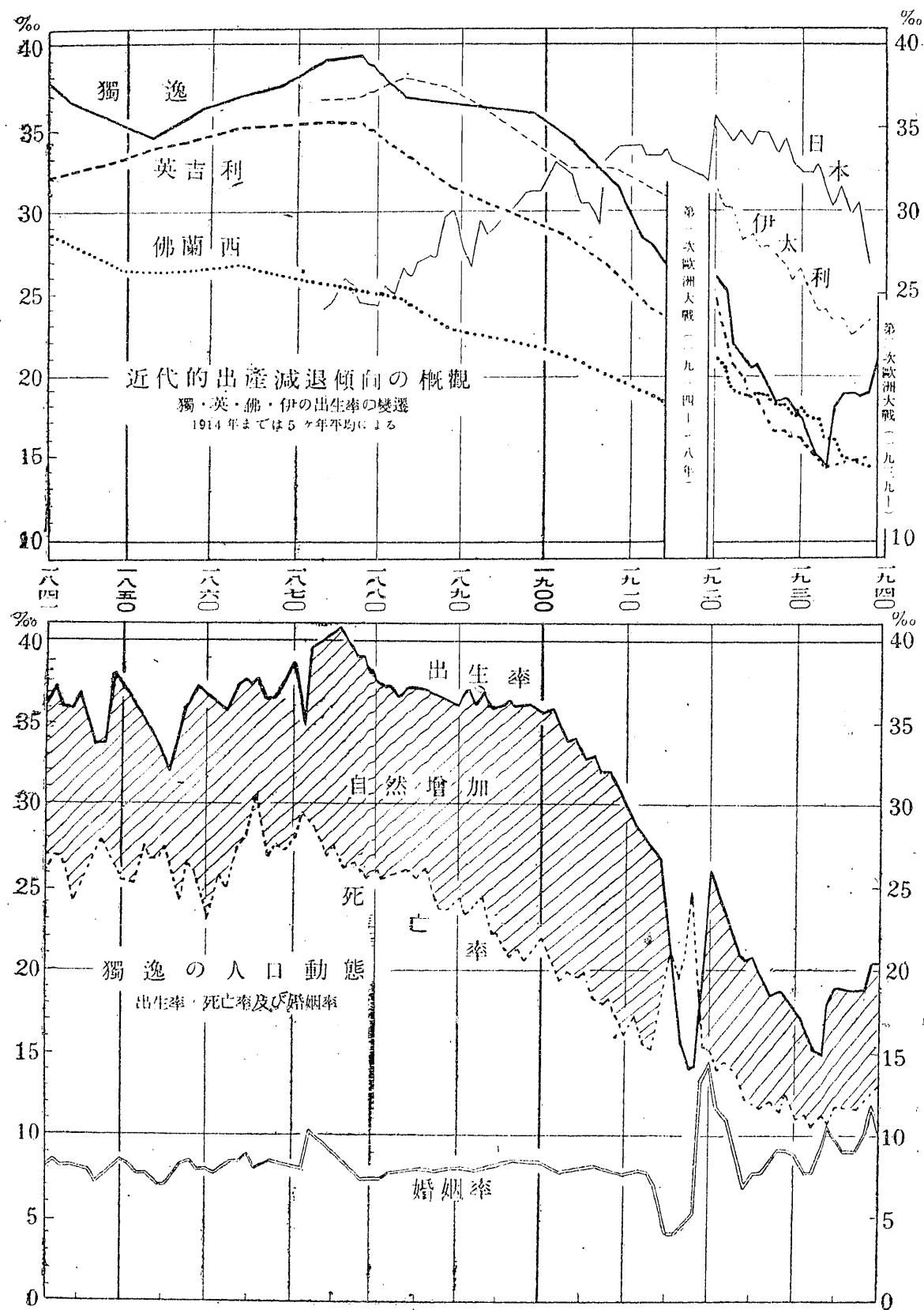
- 一、緒 言
- 二、十九世紀中葉に於ける出産減退の分析
- 三、十九世紀末葉に於ける出産減退の特質
- 四、福祉説に關する諸家の援證
- 五、福祉の増進と妊娠率の低下 (1)
— 獨逸諸大都市に對する統計的檢證 —
- 六、福祉の増進と妊娠率の低下 (2)
— 全國及びクロイセンに對する地域的與に歴史的觀察 —
- 七、福祉の増進と妊娠率の低下 (3)
— 例外的事例に對する統計的釋明 —
- 八、結 語

〔以上本號〕

代文明の發展と表裏したかゝる汎國際的な人口現象は、之を特に近代的出産減退傾向として、近代社會經濟生活との、更に進んでは近代文明そのものとの本質必然的な聯繫の下に理解せらるべき問題を包藏してゐる。そつての意味で今日の人口問題は文明批評の問題に歸着するといつてもよく、すべての人口統計學的分析も結局はこの理論的要請に何程かの解明を與へ得る限りに於いてのみ意味があるともいふことができると思ふ。

既に早く、パウル・モンベルト Paul Monbert が前世紀末葉の獨逸に於ける出産減退傾向を對象として取り上げた問題も亦むしろ理論的要請に答へようとしたもので、特に一九〇七年出版の *Studien Zur Bevölkerungswegung in Deutschland in den letzten Jahrzehnten mit besonderer Berücksichtigung der ehelichen Fruchtbarkeit* は、當時漸くその徵候を顯はにして始めた近代的出産減退傾向が、人口動態に於ける單に一時的な波動ではなく、近代文明の發展に伴ふ社會的福祉の増進と表裏一體をなす必然的現象と考へねばならない所以を獨特の統計的分析を驅使して實證しようとしたもの、所謂「福祉説」Wohlstandstheorie の理論を開明した記念すべき一つの古典的勞作であった。「福祉」といふ概念がなほ分析を必要とする極めて多角的な意味聯繫をもつてゐることは、特に之を出産減退傾向との關聯に於いて取り上げる場合に問題となる點ではあらうが、そつての問題内容の理論的檢討は姑く措き、モンベルトの勞作が近代的出産減退傾向の理論的研究に一つの基礎的な問題觀點を確立した功績は極めて大きいと思ふ。以下専ら上掲著書によりモンベルトの所謂「福祉説」的理論の統計學的基礎を紹介しようとするのも、今日の人口問題の中心的課題の省察に寄與するところ猶ほ渺くないと考へられるからである。

恒常的な出産減退の傾向は、前世紀の七十年代以降、特に今世紀に入つてより、西歐的文明諸國のすべてに一様に指摘せられる共通な現象で、蒙ベルトの福祉説について



出産減退傾向が漸くその徵候を顯はにし始めた前世紀末期の獨逸であり、

見る。

既に半世紀近くの過去に屬する。そして當時の出産減退傾向を以つて單に一時的な反動的現象に過ぎないと考へた二、三の、しかも著名な人口學者の反對意見にも拘らず、その後の人口統計はより深刻な事實によつて既にモ

ンベルト的問題提起の理論的正當さを確證したともいへよう。そういう意味では今日から顧みて猶ほ極めて初發的、徵候的な動きに過ぎなかつた當時の出産減退傾向を取り上げて其の近代的人口現象としての特異性を論證する爲に驅使された統計的分析の如きは、或はモンベルトの炯眼を誇るための歴史的資料とはなつても、今更に參照すべき價値はないともいへよう。しかし今日から顧みては猶ほ極めて初發的、徵候的な動きに過ぎなかつた當時の出産減退傾向を取り上げて其の近代的人口現象としての特性を論證しようとしたモンベルトの、時には煩冗に過ぎた統計的分析さへ、今日の我々にとつては無關心であり得ない特別の理由がある。といふのは最近わが國の人口統計が示してゐる同様に初發的、徵候的な出産減退傾向の事實、即ち大正九年以降に見られる我が國出生率の低落傾向が、丁度約半世紀前に初まる獨逸のそれとその程度に於いて極めて類似した様相を示してゐるからで、その人口學的判断の如何は刻下當面の人口國策上も影響するところ妙くないと考へられるからである。そういう意味で、統計資料の上では古物に近いモンベルトの勞作も、我々にとつては猶ほ新しい現在の問題だとしうこともできると思ふ。

二、十九世紀中葉に於ける出産減退の分析

最初に、前世紀に於ける獨逸全國及びプロイセンの出産率變遷の大勢をモンベルトの禪社説について

年	次	獨逸全國	プロイセン
一八一六一二〇	一	一	四四・三
二一一二五	一	一	四三・五
二六一三〇	一	一	三九・九
三一一三五	一	一	三九・三
三六一四〇	一	一	四〇・〇
四一一四五	一	一	四〇・四
四六一五〇	一	一	三九・〇
五一一五五	一	一	三八・八
五六一六〇	一	一	四二・二
六一一六五	一	一	四〇・六
六六一七〇	一	一	三九・五
七一一七五	一	一	三九・一
七六一八〇	一	一	三八・五
八一八八五	一	一	三九・〇
八六一九〇	一	一	三九・〇
九一十九五	一	一	三九・〇
九六一〇〇	一	一	三八・四
一九〇一〇四	一	一	三六・四
三五・八	一	一	三六・四

(備考) 市民戸籍制度の制定以前の出産統計は洗禮記録によるもので、多くの死

産兒や或は邊遠地方で出生後間もなく死亡した子供などは報告されていない場合が妙くないと想像せらる。從つて十九世紀のはじめ丸そ三分の二世紀の間の出産率は總體的に實際には右の數字よりも幾分高いものと考へてよい。

利用資料の古く且く詳しいプロイセンについて其の變遷の跡を概観すると、一八一六一二五年の高出産率に續いて爾後その低下が見られ、その後再度の上昇の跡が認められるが併し一六一二五年の高さを回復するには到つてゐない。そして四六一五五年の十年期に於ては再び著しい低落を示してゐるが、この低落はその後再び(六六一七〇年の戦時年度を除き)上昇傾向に一轉してゐる。特に七〇年代は確かに普佛戦争後の經濟的好況に伴ふ婚姻著増の結果として出産著増の跡を示してゐるが、それ以來は出産率は殆んど恒常的な低下傾向を示すに到つてゐることになる。

この大勢は、獨逸全國についても、又その他の獨逸聯邦諸國について見てても全く同様に指摘し得るところであるが、それは更に英、佛、デンマーク、ノールウェー、スウェーデン等の北西歐諸國についても多少の年次の遲速こそあれ一様に指摘せられるところの趨勢で、恐らくナポレオン戦爭後の一八一〇年代及び二〇年代の比較的高い出産率と、三〇年代及び四〇年代、時としては五〇年代に於ける其の顯著な低落、そして其後の再度の上昇を挿んでの七〇年代に初まる爾後の恒常的な低下傾向とは各國みなその形を同じくしてゐるといつてよい。

問題はこの一上一下の波動の人口學的解釋の如何にかゝる。そしてモンベルトの理論的分析は、この二つの出産減退が全く性質を異にしたものであること、いひかへれば前世紀末葉の出産減退傾向を、一部の論者の樂觀せるが如くに、嘗て中葉期に見たと同じ一時的波瀾として看過すべからざることを指摘するところに初まる。

モンベルトによると、從來の出産減退はその直接間接の原因を一時的な、自然的乃至社會經濟的變動に負ふものであつて、その事情は之を婚姻、

死亡、その他移出人口等の諸他の人口動態と對照してみるとことによつて了解することができるといふ。いま参考資料の詳しいプロイセンについて之を見ると次の如くで、

△十九世紀前半期プロイセンの人口動態

[參照]

年 次	出産率		婚姻率 (同上)	死亡率 (死産を含む) (同上)	移出又は移入超 (は移出、+は 移入超加)	穀價の變動 (マキロに付)
	(人口千に付)	(死産を含む) (同上)				
一八二六	四二・九	一八・三	二九・〇	一	一	一
二七、三九・五	一七・一	一九・四	(+) 四、一九六	一〇四	一〇四	一
二八	三九・八	一六・七	二九・七	(+) 四二・九八一	一〇八	一八
二九	三八・九	一七・一	三〇・五	(+) 二四、一〇〇	一〇九	一九
三〇	三八・七	一七・二	三〇・四	(+) 四二・一九五	一〇九	一九
三一	三七・〇	一五・二	三五・六	(+) 二三・八九一	一一一	二八
三二	三七・八	一五・二	三五・六	(+) 三八・八七八	一一一	二八
三三	三七・〇	一九・九	三一・五	(+) 四〇・八九七	一一一	二九
三四	四〇・九	一九・五	三一・九	(+) 三七・四九〇	一一一	二九
三五	四一・八	一八・四	二八・二	(+) 四七・九二七	一一一	二九
三六	四〇・二	一八・三	二七・四	(+) 四七・八七四	一一一	二九
三七	四〇・〇	一八・四	三一・五	(+) 四七・七三二	一一一	二九
三八	四〇・二	一七・五	二七・九	(+) 一四・一四四	一一一	二九
三九	四〇・〇	一七・九	二九・九	(+) 一五・〇四四	一一一	二九
四〇	四〇・一	一八・一	二八・六	(+) 一四・二五一	一一一	二九
四一	三九・六	一八・三	二七・八	(+) 五・九七一	一一一	二九
四二	四一・三	一八・六	二八・八	(+) 五・九七一	一一一	二九
四三	三九・五	一八・四	二九・〇	(+) 五・九七一	一一一	二九
四五	四〇・三	一八・二	二六・一	(+) 一八・三〇九	一一一	二九
四五	四一・二	一八・〇	二七・六	(+) 一八・一〇九	一一一	二九
四六	三九・三	一八・五	一八・五〇八	一一一	一一一	一一一
一七・四	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
二九・七	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
(+) 一八・五〇八	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一

四七	三六二	一五五	三一八	(一)	二六九二九
四八	三五七	一六五	三五五	(一)	二六九二九
九一	三三三	一八四	三三三	(一)	二六九二九
九二	二二二	一九三	二二二	(一)	二六九二九
九三	一一一	一八二	二二二	(一)	二六九二九

實を根幹として説明し得るものだといふのがモンベルトの主張の本旨であるわけだ。

いま、一八三一年を例にとると、プロイセンの婚姻統計は次の如き結果

いま、一八三一年を例にとると、プロイセンの婚姻統計は次の如き結果を示してゐる。

新婚一萬の内

夫四五歲未滿
妻三十歲未滿

九〇六五 壬四五八

九三三
七五七五

九二五九 七六六六

特に前世紀中葉一八五三—五五年の出産減退については、モンベルトは

出産率の低下は、婚姻率の低下や死亡率及び移出超加人口の上昇と平行してをり、そしてかかる婚姻減少、死亡増加、乃至は移出人口超加が主として飢饉や流行病の結果であつたことは前表中穀價變動の數字に對照しても之を窺ふことができよう。特に一八三一—一三二二年、四六—一四九年、五二—一五七年はコレラと飢饉との併發した苦難の年次であつたことが注意せられる。

之を更に地城別に觀察することによつて、姫姫率低下との必然的聯繫をいよいよ的確に實證し得るとしてゐる。即ち同じくプロイセンに就いてモンベルトの解析表示するところを掲ぐれば左の如くである。

妊娠年齢にある妻の年齢構成を悪化する。特に婚姻の減少が初婚者に於いて著しい事實は、この傾向をいよく助長するといへよう。出産力が妻の年齢によつて左右されることが明らかなる以上、右の事實は必ず出産の減少として結果せざるを得ない。

婚姻の減少に伴ふ妊娠年齢有配偶女子の年齢構成の悪化は、更に青壯年人口に多い移出人口の超加によつても一層加重せられるわけで、而かも兩者共に同じ社會的事情に起因する結果であるとはいふまでもない。

要之、婚姻率の低下と出産減退との因果関係は極めて密接且つ深刻で、少くとも從來の出産減退は何らかの外的、一時的事情による婚姻減少の事

有配偶女子の出産力そのものの減退ではないといふのがモンベルトの力説する結論である。といふのは、出産力そのものの減退は、出産減退が適齢期婚姻數にも、乃至は妊娠年齢有配偶女子の年齢構成にも何等の變化なくして生じた場合にのみ之を語ることができるもので、前世紀中葉の出産減退は、反之、全く婚姻關係の變化に、即ち有配偶者の年齢構成の變化に、従つて結局は一時的な經濟事情の悪化にその原因をもつてゐたと考へられるのである。

同様の事情は之を更に其他の聯邦諸國についても、また獨逸全國についても指摘せられてゐるが、こゝには参考の爲たゞ獨逸全國の人口動態表を掲ぐるに止める。

特に右表に於ける最後の糖質表示は其の必然的聯鎖を遺憾なく示してゐる。龍世紀中寒に見られる軽度の出産減退はその原因を全く姫姫の減少に歸すべきものだといふモンベルトの主張を裏書きすることになる。いひかへれば、我々はこゝに出産減退を語ることはできるが、併しそれは決して

五	六	七	三四・九	二六・六	一九三〇	八・八	一七・五	一一・一
五	七	八	三七・五	二八・七	一九三一	九・七	一四・七	一一・二
五	八	九	三八・四	二八・四	一九三二	一〇・四	一二・六	一二・六
五	九	〇	三九・一	二七・四	一九三三	一・一	一一・八	一一・八
六	一	一	三七・九	二四・八	一九三四	二・一	一二・九	一二・九
六	一	七	三七・三	二七・一	一九三五	三・一	一四・九	一四・九

三、十九世紀末葉に於ける出産減退の特質

前世紀中葉の出産減退の後を承けて、六〇年代には獨逸に於いても、その他の歐洲諸國と同じく、出産率の上昇が見られ、そして概ね七〇年代を通じて持続せられるが、獨逸に於いては七〇年代の末より、他の諸國に於いても之と略々前後して、出産率の恒常的な低落傾向がはじまる。七〇年代以降の獨逸全國の出生率の變遷を見ると次の如く、七六年（人口千に付四〇・九）を峰として爾後恒常的な低落傾向を示してゐる。

△十九世紀末葉獨逸全國の人口動態（人口千に付）

年 次	婚 姻 率	出 生 率	死 亡 率
一八七一—七五	九・四	三九・〇	二八・三
一八七六—八〇	七・八	三九・二	二六・一
一八八一—八五	七・七	三七・〇	二五・八
一八八六—九〇	七・九	三六・五	二四・四
一八九一—九五	八・〇	三六・三	二三・三
一八九六—一〇	八・四	三二・〇	二一・五
一九〇一—一〇	八・〇	三一・六	二一・九
一九一三	七・七	二七・五	一九・九
一九二〇	一・四・五	二五・八	一七・五
一九二五	七・七	二〇・七	一五・一
			一一・九

モンベルトの掲げてゐる前世紀末葉プロイセンの妊娠率低落の數字は次の如くで、出産力そのものの低落を更に一段と明瞭に語つてゐる。

△十九世紀プロイセンの妊娠率の變遷

（一五・五〇歲有配偶女子千人に対する）

一八六七—七一年	二七三・四
一八七二—七五年	三〇〇・二
一八八〇—一八年	二六七・一
一八八五—八六年	二六八・九
一八九〇—九一年	二六五・五
一八九五—九六年	二六一・七
一九〇〇—一〇一年	二五三・一

（備考）一八六七—七一年の低率は普佛戰爭の影響である。

尙、非合法的子女の出産率も、嫡出子女のそれほどではないが、同様に低落の跡を示してゐる。之を獨逸全國について見ると、出産千に付き非合法的子女の占むる割合は次の如き變化を示してゐる。

一八四一—五〇年	一一・八
一八五一—六〇年	一一・五
一八六一—七〇年	一一・五
一八七一—八〇年	八・九
一八八一—九〇年	九・三
一八九一—一〇〇年	九・一
一九〇一—一〇四年	八・五

さて右の如き恒常的な出産減退の行はれた前世紀末葉が果して如何なる

時代であつたかといふと、我々はそこにじよく上昇しゆく經濟的好況の一時代、未だ嘗て經驗したことのなかつたやうな社會福祉増進の時代を認めざるを得ない。その結果、婚姻の數は増大したし、婚姻年齢は低下した。死亡率は減少し、國外移住者數は著減の跡を示してゐる。そして一八九五年十二月二日から一九〇〇年十二月一日までの兩人口調査期間内に獨逸帝國は久しぶりに九四、一二五人の移入人口の超加を示すに到つてゐる。總人口は累增的躍進の道を辿つた。要之、我々はそこに前世紀中葉の人口事情とは全く正反対の發展方向を見るのである。

共に出産減退の傾向を含むこの兩時期の人口事情の對照的相違は別掲圖表によつてもその一斑を窺ふことができようが、前世紀末葉に於ける社會的好況を二、三の婚姻統計によつて示すと次の如くである。

△平均婚姻年齢の低下(プロイセン)

年	次	夫	妻
一八六七—七〇		二九・八九	二七・二三
七一一七五		二九・八一	二六・九九
七六一八〇		二九・五六	二七・〇八
八一一八五		二九・五一	二六・二七
八六一九〇		二九・五六	二六・五二
九一—九五		二九・六五	二六・五〇
九六一〇〇		二九・三〇	二六・二〇
一九〇一一〇四		二八・九〇	二五・七〇

△初婚者婚姻年齢の低下(バイエルン)

年	次	夫	妻
一八七七—八〇		二九・一	二六・六
一八七八—八一		二八・三	二五・八
一八八五		二七・九	二五・三
八六一九〇			

九一—九五
九六一九七
二七・六
二七・四
二五・二
二四・九

△婚姻年齢分布の好轉(バイエルン)

年	次	以二〇歲以下	二一歲	二五歲	三十歲	四十歲	五十歲	五〇歲以上
一八七九一八八		〇・四四	二六・一四	三五・七五	二五・八九	七・四八	四・三〇	(音分率)
一八八九一九八		〇・五〇	三一・六〇	三五・六〇	二三・〇〇	六・〇〇	三・四〇	
一八九九一〇四		〇・一七	三四・八三	三六・四〇	二一・一〇	四・九二	二・六三	

△婚姻持続期間の延長(プロイセン)

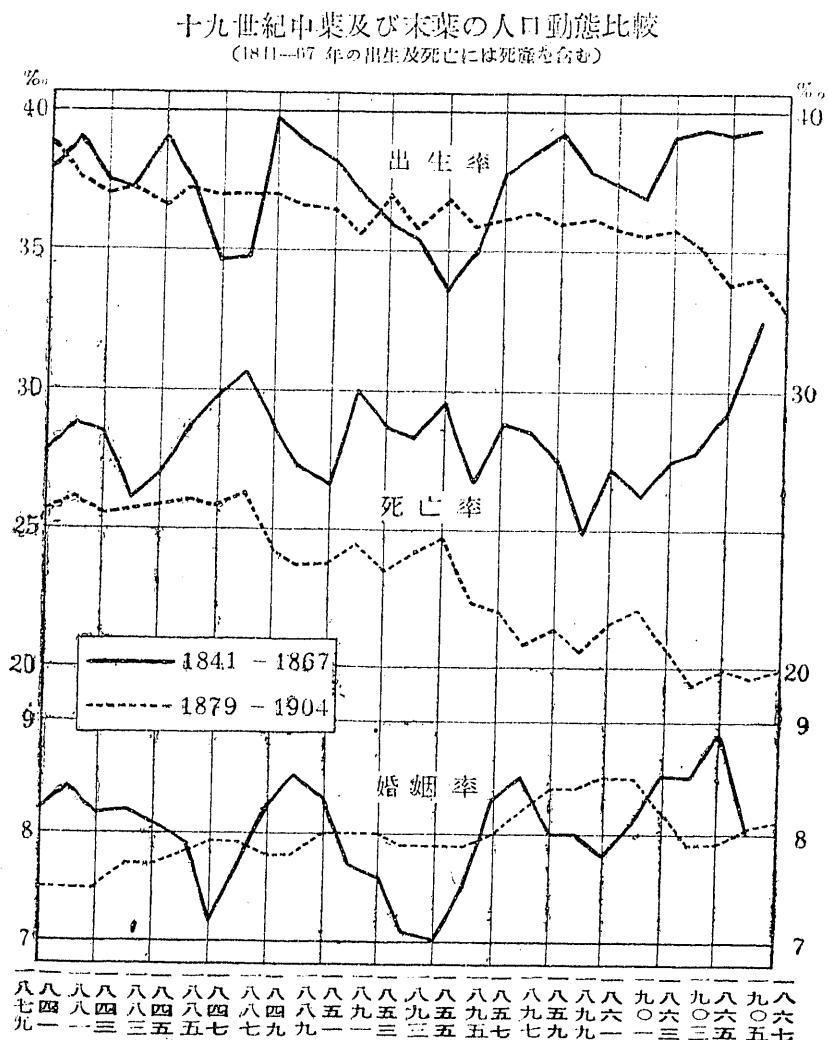
年	次	夫	妻
一八七六一八〇		一三三・一	二一・六
八一—八五		一三三・七	二三・一〇
八六一九〇		一四四・四	二三・九
九一—九五		一四五・一	二三・六
九六一〇〇		一四五・四	二四・一

△有配偶者年齢構成の好轉(プロイセン)

年	次	二五歳以下	二五—三〇歳	三〇—三五歳	三五—四〇歳	四〇—三〇歳以下	(有配偶者に付)
一八八〇		二〇・一	一〇四・二	一四九・二	一四九・六	一二四・三	
一八九〇		二四・五	一七七・一	一五五・〇	一五〇・七	一四一・六	
一八九〇	八三・〇	一四七・四	一五九・四	一四五・五	一三三・〇	一三三・〇	
一八九〇	八三・〇	一四七・四	一五九・四	一四五・五	一三三・〇	一三三・〇	

四、福祉説に関する諸家の援證

出生率の低減を福祉の増進、人口の文化的及び社會的向上と結びつけて考へようとする着眼は、すでにモンベルト以前にも種々の角度から諸家の試みたところで、モンベルトは自ら獨特の統計的検證を試みるに先立つて之ら先行論者の調査結果を自説の傍證として援用してゐるが、興味ある参考資料としてその一部を以下に再掲する」とある。



(5)

フランスの當時に於ける著名な人口學者 Bertillon は歐洲の大都市について貧富別の妊娠率を検出した (La natalité selon le degré d'aisance dans les grandes capitales européennes. Bulletin de l'Institut international de statistique. IX)。即ち 15 歳乃至 50 歳女子千人に對する出産兒數の割合は次の如き數値を示してゐる。

バーリ ベルリン ウィーン ローマ
極貧地區に於けば 108 157 1100 147

	バーリ	ベルリン	ウイーン	ローマ
極貧地區に於けば	108	157	1100	147
貧しき地區	九五	一二九	一六四	一四〇
準中產地區	二	七一	一一四	一五五
中產地區	六五	九六	一五三	一〇七
富裕地區	二	五三	六三	一〇七
極富地區	一	三四	四七	八七
			七一	一三三

單に婚姻率の上昇のみでなく、以上の諸表に見られるやうな婚姻關係に於ける好事情は、當然に出生率の上昇を期待せしむるに十分なものである。にも拘らず出生率は恒常的な低下傾向を辿つた。そこに前世紀末葉の出産減退が特に從來の相似的現象と對照して、獨特の性格を孕んでゐると考へられる理由があるわけであり、モンベルトが之を言はば出産力そのものの減退として、その社會經濟的原因を問はうとする問題提起の理由があるわけだ。と同時に又かかる理論的解明を通じて、この出産減退傾向はその近代的な必然性と恒常性とをいよいよ明確に指摘せられることになる。

三

種蘭の Verrijn Stuart は家賃を標準として、その貧富階級を區別し、ロッジ、ヘルダム、ヘルムント及び地方の四十九町村にて次の如く、家族當りの出産兒數を検討した。 (Untersuchungen über die Beziehungen zwischen Wohlstand, Natalität und Kindersterblichkeit in den Niederlanden, Zeitschrift für Sozialwissenschaft 1901.)

	都	市	農	村
I	五・六一	五・一九		
II	五・一一	五・〇九		
III	四・三五			
IV	四・一八			
	四・五〇			
(註)				
北米合衆國の G. L. Brownell が、神經性疾患の増加を以つて高度文化標として取り上げ、全國の四十八州について神經性疾患による死亡の分明せる總死亡件數に對する割合を算出し、之を各州の妊娠率と對た結果は、その着想の新奇なる點に於て興味深き資料である (The Significance of a Decreasing Birth-Rate. Publications of the American Academy of political and social science No. 124)。				
州 (一八八〇年)				
妊娠率 (一五—一四九歳) (女子十に付)				
1 ウ タ	一九八・九	一〇四・九	八〇・八	
2 ア ル カ ノ サ ス	一九〇・〇	一一一・九	一一一・九	
3 テ キ サ ス	一八七・四	一〇一・九	八六・〇	
4 ア イ ダ ホ	一八三・三	一〇一・九	八〇・〇	
5 ダ ラ タ	一七一・一	一〇一・九	八〇・〇	

北米合衆國の G. L. Brownell が、神經性疾患の増加を以つて高度文化の指標として取り上げ、全國の四十八州について神經性疾患による死亡の死因分明せる總死亡件數に對する割合を算出し、之を各州の妊娠率と對照した結果は、その着想の新奇なる點に於いて興味深い資料である (The significance of a Decreasing Birth-Rate. Publications of the American Academny of political and social science No. 124)。

七〇・一 リング以上の収入あるイギリス労動階級の最上層部のみを包容するもので
七〇・七 ある。

ある

尙、右會員數に對する產褥救護件數の割合（即ち會員一人當りの出產件

(備考) 會員數は一八六六年に一〇、五七一人、爾來年毎に増加し、一九〇四年には二七二、四四四人となつてゐる。

一九〇一一〇四
一二〇四
二八·四

九六一〇〇
一三・七六
二九・三

九一九五
一四九七
三〇五

八六一九。 一七·六三 三一·四

八一—八五
三一·七三
三三·五

七六一八。三四二七
三五・四

七一一七五
三三·九五
三五·五

一八六六一七〇 三五八 三五三

卷之三

る。

卷之三

シング以上の収入あるイギリス労働階級の最上層部のみを包容するもので

アリゾナ	一四・四	七〇・七
デラウェア	一一三・九	一〇八・一
オードラード	一一三・二	一六〇・九
カリフォルニア	一一三・五	一〇三・三
ニュージャージ	一一三・六	一〇三・一
コロラド	一一三・九	一七九・三
ニューヨーカー	一一三・一	一三三・六
バーモント	八八・七	一三三・八
ロードアイラン	八六・〇	一三八・一
コネチカット	八三・二	五一・二
マサチューセット	八二・九	一二八・九
メレディン	八一・一	一二一・六
ニューハンブシャイア	七一・六	一三七・四

モンベルトの福祉説について

(五)

右と同様の結果は小規模な観察結果に於いても亦之を指摘することができる。即ち一八七五年 マサチューセッツの三九三三労働者世帯に對して行はれた職業及び所得別從屬家族員數の観察結果は次の如くで、平均年收入七九二弗の熟練労働者はその年収に於て約一一〇弗低い日傭及び不熟練労働者に比し一子乃至二子少しが示されてゐる(Sixth Report of the Statistics of Labour of Massachusetts 1876.)。

業種	父の年所得	家族從屬員數	妻子の勞得	妻子の所得	家族の全所得		子女 数	婚姻 期間	計	
					夫	妻				
熟練手工業者	一五九・四六	四・二四	〇・一四	六・〇四	一	一一二	九三・五	四〇・五	一一一・八	一〇・〇
金屬労働者	一三九・三〇	四・五〇	〇・一四	九・五一	一	一一一	六・五	五九・五	六四・一	一九・〇
建築業	一三一・三一	四・四〇	〇・一四	七・〇〇	一	一一一	六	六・五	四一・〇	一八・七
荷馬車駕者	一三〇・〇一	四・四〇	〇・一四	一〇・〇〇	一	一一一	一	一	一〇・九	一〇・九
工場労働者	五・一・一〇	五・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一	一一一	一	一	一一・一	一一・一
靴及皮革労働者	五・〇・〦〦	四・七四	一・〇〦	一〇・〇〇	一	一一一	一	一	一〇・〇	一〇・〇
以上六群平均	六・九・一・八	四・八三	〇・四四	一・一・一	一	一一一	一	一	一一・一	一一・一
以上六群平均	五・八・〇・九	五・〇	一・一	一・一・一	一	一一一	一	一	一一・一	一一・一
金屬補助労働者	一三三・〇・六	五・九〇	一・一〇	一一・一・〇	一	一一一	八一・七	一八・〇	一五・一	一五・一
手工業補助労働者	一三一・一・一	六・五〇	一・一〇	一・一・一	一	一一一	六・三	六八・六	五四・八	一三・三
日傭賃労働者	三八六・〇〇	六・四四	一・一〇	一一・四・〇	一	一一一	六	一九・七	一一〇・五	一八・九
工場補助労働者	三三九・三一	六・四一	一・一〇	一・一・一	一	一一一	八	一九・七	一一〇・五	一〇・九
以上四群平均	五・一・一・一	一・一・一	一・一	一・一・一	一	一一一	九	一九・七	一一〇・五	一九・〇
					計		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
							一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

この種觀察の内最も注目すべき且つ統計上も詳細を盡したものば Kiae

がベルリン市の富裕階級地區(ドローテンショタット及フリードリヒスウ
エルダー)並に貧民階級地區(ルイゼンショタット)について試みた觀察結

(2) 妻の婚姻年齢10—15歳

果で、一八八五年十二月一日現在に於いて一子以上をもつ夫婦の子女數を妻の婚姻年齢及び當該夫婦の婚姻持続期間別に集計對照したもので、貧富階級間の出產力の相違が決して單に婚姻年齢その他の婚姻事情にのみ因るものでなくことを統計的に検證したものとして興味がある (Statistische Beiträge zur Beleuchtung der ehelichen Fruchtbarkeit, III.)。

一 一 二	八七・五	四一・九	二六・三	一八・一	一九・六	三五・〇
三 一 六	一二・五	五七・一	五七・一	五四・〇	五五・四	五〇・四
七 一 八	一	一・〇	一二・〇	一二・〇	八・〇	八・〇
九 以 上	一	一	四・六	一五・八	一七・〇	六・六
計	100	100	100	100	100	100

(4) 妻の婚姻年齢三〇—三五歳

一 一 二	八三・八	六五・五	四〇・六	四五・三	三一・六	五〇・六
三 一 六	一六・二	三四・五	五五・二	四三・八	五三・一	四四・五
七 一 八	一	一	三・三	七・八	五・三	三・七
九 以 上	一	一	一・〇	三・一	一	一・二
計	100	100	100	100	100	100

貧民地區

一 一 二	八二・七	二八・三	一五・二	一四・八	一一・七	三四・四
三 一 六	一七・三	六八・八	五六・四	四二・三	三四・三	四七・四
七 一 八	一	二・七	一八・三	一七・〇	一九・三	一〇・〇
九 以 上	一	〇・二	一〇・一	一六・〇	三四・七	八・二
計	100	100	100	100	100	100

(3) 妻の婚姻年齢二五—三〇歳

富裕地區

一 一 二	九二・五	四二・八	二九・四	二六・九	三三・四	三八・二
三 一 六	七・五	五六・五	五四・六	五一・五	五三・一	四八・四
七 一 八	一	〇・七	一一・二	八・七	一七・〇	八・一
九 以 上	一	一	四・八	一一・九	八・五	五・三
計	100	100	100	100	100	100

貧民地區

一 一 二	八五・九	三三・五	一九・五	一六・八	一五・〇	三七・〇
三 一 六	一四・一	六三・六	五七・七	四八・六	四六・七	四七・八
七 一 八	一	二・六	一五・一	一九・三	三三・六	九・六
九 以 上	一	〇・三	七・七	一五・三	一五・七	五・六
計	100	100	100	100	100	100

富裕地區

一 一 二	八六・五	三九・七	二六・八	二七・一	二三・五	四三・三
三 一 六	一三・五	五六・九	六〇・九	五八・〇	五五・一	四八・四
七 一 八	一	三・〇	八・五	一〇・八	二三・二	五・八
九 以 上	一	〇・四	三・八	四・一	九・二	二・五
計	100	100	100	100	100	100

(5) 妻の婚姻年齢三五—四〇歳

富裕地區

一 一 二	九二・三	四四・四	五五・二	六〇・〇	七五・〇	六三・五
三 一 六	七・七	五五・六	四一・四	二六・六	二五・〇	三三・四
七 一 八	一	一	三・四	六・七	一	二・七
九 以 上	一	一	六・七	一	一	一・四
計	100	100	100	100	100	100

貧民地區

七 八	—	—	—	—	—	—	—
九 以 上	—	—	—	—	—	—	—
計	100	100	100	100	100	100	100

七子以上の夫婦の割合は
富裕地帯に於いては
110.11%

貧民地區に於いては

五、福祉の増進と妊娠率の低下

一獨逸諸大都市に對する統計的檢證一

一	二	三	四	五	六	七	八
一〇〇	八〇〇〇	六六・七	五〇〇				
二〇〇	一	一	一	五〇〇			
三	六	八	三三・三	一	一	一	一
七	一	一	一	一	一	一	一
九	以	上					

上掲諸家のとりべの観察結果は、これらも生活福祉の増進・社會的地位の上昇と共に mit steigendem Wohlstand und höherer sozialer Stellung 妊孕率は低下するといふ事實を實證するに足るものではあるが、しかし福祉の増進と妊娠率の低下との間に成立するかのやうな聯關係は、例くば文明國民

なほ、妊娠年齢期を略、完了したと考へられる婚姻持続期間「十五年」を経過せる夫婦について兩地區を對照した結果は次の如くである。即ち、無子夫婦の全夫婦數に對する割合は

貧民地區に於いては

富裕地區
一·七%

單に一乃至二子夫婦の割合は

貧民地區に於いては

一五二

ト・アム・マインの獨逸七大城市にとり、所謂「福祉」差等の指標を住宅關係に選んで、右の如き關聯の存立することを確認しようとするのである。

即ち、各都市について出来得る限り種々の小地域を選び、之ら各地區の妊娠率を當該地區の住宅の規模、或は家賃等の諸係數と相關對照せしめようとするもので、統計技術上の制約により各都市毎に福祉判定の標識、妊娠年齢の期間等に多少の相異はあるが、繁簡精粗の違ひはあれ、いづれも歴然たる問題の聯關係が成立してゐることをモンベルトは力説するのである。こゝには單にその例證としてベルリン其他二、三都市に對する検出結果を表示すに止める。

(イ) ベルリン市

地 區	一五—四五歲の 女子千に付、出産 (一九〇一年)	一五—四五歲の 有配偶 女子千に付、出産 (一九〇〇年)	一五—四五歲の 独身 女子千に付、出産 (一九〇〇年)	一五—四五歲の 公生兒百 に付 私生兒 兒 (一九〇〇年 十二月一日現在)	一五—四 歲女子 一千に付 未滿 平 均 家 賃 (仕事場 を除く)	住 宅 百 に付 裝置 ある 下 室 二 室 以 下 の 住 宅	16 18	13 15	10 12	7 9	4 6	1 3	18 三七	17 一一〇	16 一一九	15 一一九	14 一二〇	13 一二一	12 一二一	11 一二一	10 一二一	19 一二一	18 一二一	17 一二一	16 一二一	15 一二一	14 一二一	13 一二一	12 一二一	11 一二一	
1	100	100	100	三四八	九六三	五三八	16	13	10	7	4	1	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
2	118	118	118	110九	三九〇	六六五	六七一	18	15	12	9	6	3	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
3	113	113	113	112	112	112	112	18	15	12	9	6	3	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
4	116	116	116	116	116	116	116	18	15	12	9	6	3	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
5	117	117	117	117	117	117	117	18	15	12	9	6	3	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
6	118	118	118	118	118	118	118	18	15	12	9	6	3	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
7	119	119	119	119	119	119	119	18	15	12	9	6	3	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
8	120	120	120	120	120	120	120	18	15	12	9	6	3	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
9	121	121	121	121	121	121	121	18	15	12	9	6	3	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
10	122	122	122	122	122	122	122	18	15	12	9	6	3	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
11	123	123	123	123	123	123	123	18	15	12	9	6	3	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
12	124	124	124	124	124	124	124	18	15	12	9	6	3	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
13	125	125	125	125	125	125	125	18	15	12	9	6	3	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
14	126	126	126	126	126	126	126	18	15	12	9	6	3	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
15	127	127	127	127	127	127	127	18	15	12	9	6	3	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
16	128	128	128	128	128	128	128	18	15	12	9	6	3	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
17	129	129	129	129	129	129	129	18	15	12	9	6	3	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
18	130	130	130	130	130	130	130	18	15	12	9	6	3	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
19	131	131	131	131	131	131	131	18	15	12	9	6	3	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
20	132	132	132	132	132	132	132	18	15	12	9	6	3	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
21	133	133	133	133	133	133	133	18	15	12	9	6	3	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
22	134	134	134	134	134	134	134	18	15	12	9	6	3	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
23	135	135	135	135	135	135	135	18	15	12	9	6	3	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
24	136	136	136	136	136	136	136	18	15	12	9	6	3	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
25	137	137	137	137	137	137	137	18	15	12	9	6	3	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
26	138	138	138	138	138	138	138	18	15	12	9	6	3	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
27	139	139	139	139	139	139	139	18	15	12	9	6	3	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
28	140	140	140	140	140	140	140	18	15	12	9	6	3	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
29	141	141	141	141	141	141	141	18	15	12	9	6	3	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
30	142	142	142	142	142	142	142	18	15	12	9	6	3	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
31	143	143	143	143	143	143	143	18	15	12	9	6	3	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
32	144	144	144	144	144	144	144	18	15	12	9	6	3	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
33	145	145	145	145	145	145	145	18	15	12	9	6	3	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
34	146	146	146	146	146	146	146	18	15	12	9	6	3	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
35	147	147	147	147	147	147	147	18	15	12	9	6	3	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
36	148	148	148	148	148	148	148	18	15	12	9	6	3	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
37	149	149	149	149	149	149	149	18	15	12	9	6	3	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
38	150	150	150	150	150	150	150	18	15	12	9	6	3	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
39	151	151	151	151	151	151	151	18	15	12	9	6	3	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
40	152	152	152	152	152	152	152	18	15	12	9	6	3	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
41	153	153	153	153	153	153	153	18	15	12	9	6	3	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
42	154	154	154	154	154	154	154	18	15	12	9	6	3	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
43	155	155	155	155	155	155	155	18	15	12	9	6	3	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
44	156	156	156	156	156	156	156	18	15	12	9	6	3	18	17	16															

(備考) 公生兒と私生兒との姪孕率の上昇に關する平行關係はベルリン市の場合に於けるほど一貫しない。但し地區3(アルトシュタット南部)及び(ボルグフエルド)に見られる如く、福祉の高からざる地區に見られる低位の公生兒姪孕率は高位の私生兒姪孕率によつて相殺せられてゐる。従つて一般姪孕率を基準にとれば本表の配列順位に於ける二三の例外的事例は釋明せられることになる。

(八) ミュンヘン市

(二十四地區を一般姪孕率の上昇順に配列)

11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	地 区 (18)	地 区 (11)	地 区 (10—12)	地 区 (13—15)	地 区 (1—3)
一一一・一	四四・九	九二・三	四・二											六・五				
一一三・五	三四・三	六一・四	二・三											三・五				
一三三・四	六八・五	八六・四	三・一											五・八				
一三四・〇	三六・一	六七・五	二・九											四・六				
一三八・五	四一・三	七三・三	三・二											四・七				
一四〇・六	七〇・六	九〇・七	三・四											五・六				
一四三・七	五一・一	八五・七	三・五											五・五				
一五五・〇	六五・三	八三・〇	四・九											八・三				
一七八・四	六三・五	八七・三	四・五											九・〇				
一八六・四	八〇・一	九四・九	六・〇											七・〇				
一八七・八	六六・一	九〇・一	四・三											七・〇				
一九六・一	五八・五	八六・三	三・八											六・〇				
二〇〇・九	七五・〇	九八・四	七・二											一・〇・七				
二三〇・八	七五・三	九五・五	七・七											一・二・〇				

めて低額の家賃で貸與される鐵道者の下級職員官舎を多く含んでゐるためである。尙、本表に於いて特に注目すべき事實は、低額家賃の標準の採り方に依つて當該地區の福祉の判定に正反対の結果を示す場合の數くないことである。例へば、

妊娠率	家賃三〇〇マルク以下	同五〇〇マルク以下
一五五・〇	六五・三%	八三・〇%
一二一・〇	四四・九%	九二・三%
一一八・五	四二・八%	七六・〇%
一三五・〇	四八・六%	七五・七%

又、類的總括に於いて之を見るも、
地 区 (10—12)
一一八・五
四二・八%
七六・〇%
地 区 (13—15)
一三五・〇
四八・六%
七五・七%
等の如く、家賃五〇〇マルク以下の住宅の比較的多數なることのみによつては猶は福祉度の判定に不充分な場合が妙くない。

反之、また他方に於いては、類的總括表の地區(1—3)と(4—6)の對照に之を見るが如く、低額家賃の標準を高く採つた方が妊娠率との規則的な相關を實證してゐる場合もあり、集計結果の解釋には結局は各地區の特殊事情を常に十分に考慮すべきことを教へてゐる。

以上、獨逸の諸都市について試みられた統計的検出の諸結果は、モンベ

ルトによれば、生活福祉や社會的地位の差異のなほ極めて輕微な場合に於いても亦、それが妊娠率との間にもつてゐる合法則的な聯關係を確證して遺憾ないものである。いひかへれば、生活福祉や社會的地位の極端に相違する諸國民や、乃至は上下階級の間ばかりでなく、例之、無產階級自身の内

(註) 一室に四人以上、二室に七人以上、又は三室に一人以上住む場合は超満員住宅とす。

(備考) 比較的低い妊娠率を示してゐる地區(11)が家賃五〇〇マルク以下の住宅九二・三%といふ例外的な低家質地區となつてゐるのは、當地區が極

に於いてすらその經濟的並に社會的諸關係の改善向上は出産減退化の傾向を伴ふといふ事實を證據立てるに足るものだとモンベルトはいふ。そして其間に間々認知せられる反規則的な例外的事例も、例へば之をションヘン市の家質の例に於いて見たように、全くの特殊事情によるもので、合法則的な聯關係の存在を否定するものではない。また上掲諸表に見られるその他小さな數字上の出入は、妊娠年齢期の妻の年齢構成や、その他婚姻年

齢、婚姻持續期間等のこまかい相異をも同時に考慮し得ないことからも生ずる筈であり、また觀察實數が小さい爲に實數に於ける僅かの差が比率の上では比較的大きく現はれるといふような事情からもくる。要之、社會的福祉の増進と妊娠率低下との相關は、モンベルトにとつては、恰も近代人口現象に於ける第一原理の如く、統計的分析を詳細にすればするほど、より純粹な形を以つて確證せらるべきものであることになる。(以下次號)

獨逸の人口動態

(人口千に対する)

	婚姻	出生	死亡	婚姻	出生	死亡	婚姻	出生	死亡	婚姻	出生	死亡
一九〇一	八・二	三・五	二・六	一九〇一	八・〇	三・四	一九〇一	八・〇	三・三	一九〇一	七・七	二・九
一九〇二	九・一	三・五	二・五	一九〇二	八・〇	三・四	一九〇二	八・〇	三・三	一九〇二	七・七	二・七
一九〇三	九・〇	三・五	二・四	一九〇三	八・〇	三・四	一九〇三	八・〇	三・三	一九〇三	七・七	二・七
一九〇四	九・九	三・五	二・三	一九〇四	八・〇	三・四	一九〇四	八・〇	三・三	一九〇四	七・七	二・七
一九〇五	九・八	三・五	二・二	一九〇五	八・〇	三・四	一九〇五	八・〇	三・三	一九〇五	七・七	二・七
一九〇六	九・七	三・五	二・一	一九〇六	八・〇	三・四	一九〇六	八・〇	三・三	一九〇六	七・七	二・七
一九〇七	九・六	三・五	二・〇	一九〇七	八・〇	三・四	一九〇七	八・〇	三・三	一九〇七	七・七	二・七
一九〇八	九・五	三・五	一・九	一九〇八	八・〇	三・四	一九〇八	八・〇	三・三	一九〇八	七・七	二・七
一九〇九	九・四	三・五	一・八	一九〇九	八・〇	三・四	一九〇九	八・〇	三・三	一九〇九	七・七	二・七
一九一〇	九・三	三・五	一・七	一九一〇	八・〇	三・四	一九一〇	八・〇	三・三	一九一〇	七・七	二・七
一九一一	九・二	三・五	一・六	一九一一	八・〇	三・四	一九一一	八・〇	三・三	一九一一	七・七	二・七
一九一二	九・一	三・五	一・五	一九一二	八・〇	三・四	一九一二	八・〇	三・三	一九一二	七・七	二・七
一九一三	九・〇	三・五	一・四	一九一三	八・〇	三・四	一九一三	八・〇	三・三	一九一三	七・七	二・七
一九一四	八・九	三・五	一・三	一九一四	八・〇	三・四	一九一四	八・〇	三・三	一九一四	七・七	二・七
一九一五	八・八	三・五	一・二	一九一五	八・〇	三・四	一九一五	八・〇	三・三	一九一五	七・七	二・七
一九一六	八・七	三・五	一・一	一九一六	八・〇	三・四	一九一六	八・〇	三・三	一九一六	七・七	二・七
一九一七	八・六	三・五	一・〇	一九一七	八・〇	三・四	一九一七	八・〇	三・三	一九一七	七・七	二・七
一九一八	八・五	三・五	九・九	一九一八	八・〇	三・四	一九一八	八・〇	三・三	一九一八	七・七	二・七
一九一九	八・四	三・五	九・八	一九一九	八・〇	三・四	一九一九	八・〇	三・三	一九一九	七・七	二・七
一九二〇	八・三	三・五	九・七	一九二〇	八・〇	三・四	一九二〇	八・〇	三・三	一九二〇	七・七	二・七
一九二一	八・二	三・五	九・六	一九二一	八・〇	三・四	一九二一	八・〇	三・三	一九二一	七・七	二・七
一九二二	八・一	三・五	九・五	一九二二	八・〇	三・四	一九二二	八・〇	三・三	一九二二	七・七	二・七
一九二三	八・〇	三・五	九・四	一九二三	八・〇	三・四	一九二三	八・〇	三・三	一九二三	七・七	二・七
一九二四	七・九	三・五	九・三	一九二四	八・〇	三・四	一九二四	八・〇	三・三	一九二四	七・七	二・七
一九二五	七・八	三・五	九・二	一九二五	八・〇	三・四	一九二五	八・〇	三・三	一九二五	七・七	二・七
一九二六	七・七	三・五	九・一	一九二六	八・〇	三・四	一九二六	八・〇	三・三	一九二六	七・七	二・七
一九二七	七・六	三・五	九・〇	一九二七	八・〇	三・四	一九二七	八・〇	三・三	一九二七	七・七	二・七
一九二八	七・五	三・五	八・九	一九二八	八・〇	三・四	一九二八	八・〇	三・三	一九二八	七・七	二・七
一九二九	七・四	三・五	八・八	一九二九	八・〇	三・四	一九二九	八・〇	三・三	一九二九	七・七	二・七
一九三〇	七・三	三・五	八・七	一九三〇	八・〇	三・四	一九三〇	八・〇	三・三	一九三〇	七・七	二・七
一九三一	七・二	三・五	八・六	一九三一	八・〇	三・四	一九三一	八・〇	三・三	一九三一	七・七	二・七
一九三二	七・一	三・五	八・五	一九三二	八・〇	三・四	一九三二	八・〇	三・三	一九三二	七・七	二・七
一九三三	七・〇	三・五	八・四	一九三三	八・〇	三・四	一九三三	八・〇	三・三	一九三三	七・七	二・七
一九三四年	六・九	三・五	八・三	一九三四年	八・〇	三・四	一九三四年	八・〇	三・三	一九三四年	七・七	二・七
一九三五年	六・八	三・五	八・二	一九三五年	八・〇	三・四	一九三五年	八・〇	三・三	一九三五年	七・七	二・七
一九三六年	六・七	三・五	八・一	一九三六年	八・〇	三・四	一九三六年	八・〇	三・三	一九三六年	七・七	二・七
一九三七年	六・六	三・五	八・〇	一九三七年	八・〇	三・四	一九三七年	八・〇	三・三	一九三七年	七・七	二・七
一九三八年	六・五	三・五	八・九	一九三八年	八・〇	三・四	一九三八年	八・〇	三・三	一九三八年	七・七	二・七
一九三九年	六・四	三・五	八・八	一九三九年	八・〇	三・四	一九三九年	八・〇	三・三	一九三九年	七・七	二・七
一九四〇年	六・三	三・五	八・七	一九四〇年	八・〇	三・四	一九四〇年	八・〇	三・三	一九四〇年	七・七	二・七
一九四一年	六・二	三・五	八・六	一九四一年	八・〇	三・四	一九四一年	八・〇	三・三	一九四一年	七・七	二・七
一九四二年	六・一	三・五	八・五	一九四二年	八・〇	三・四	一九四二年	八・〇	三・三	一九四二年	七・七	二・七
一九四三年	六・〇	三・五	八・四	一九四三年	八・〇	三・四	一九四三年	八・〇	三・三	一九四三年	七・七	二・七
一九四四年	五・九	三・五	八・三	一九四四年	八・〇	三・四	一九四四年	八・〇	三・三	一九四四年	七・七	二・七
一九四五年	五・八	三・五	八・二	一九四五年	八・〇	三・四	一九四五年	八・〇	三・三	一九四五年	七・七	二・七
一九四六年	五・七	三・五	八・一	一九四六年	八・〇	三・四	一九四六年	八・〇	三・三	一九四六年	七・七	二・七
一九四七年	五・六	三・五	八・〇	一九四七年	八・〇	三・四	一九四七年	八・〇	三・三	一九四七年	七・七	二・七
一九四八年	五・五	三・五	八・九	一九四八年	八・〇	三・四	一九四八年	八・〇	三・三	一九四八年	七・七	二・七
一九四九年	五・四	三・五	八・八	一九四九年	八・〇	三・四	一九四九年	八・〇	三・三	一九四九年	七・七	二・七
一九五〇年	五・三	三・五	八・七	一九五〇年	八・〇	三・四	一九五〇年	八・〇	三・三	一九五〇年	七・七	二・七
一九五一年	五・二	三・五	八・六	一九五一年	八・〇	三・四	一九五一年	八・〇	三・三	一九五一年	七・七	二・七
一九五二年	五・一	三・五	八・五	一九五二年	八・〇	三・四	一九五二年	八・〇	三・三	一九五二年	七・七	二・七
一九五三年	五・〇	三・五	八・四	一九五三年	八・〇	三・四	一九五三年	八・〇	三・三	一九五三年	七・七	二・七
一九五四年	四・九	三・五	八・三	一九五四年	八・〇	三・四	一九五四年	八・〇	三・三	一九五四年	七・七	二・七
一九五五年	四・八	三・五	八・二	一九五五年	八・〇	三・四	一九五五年	八・〇	三・三	一九五五年	七・七	二・七
一九五六年	四・七	三・五	八・一	一九五六年	八・〇	三・四	一九五六年	八・〇	三・三	一九五六年	七・七	二・七
一九五七年	四・六	三・五	八・〇	一九五七年	八・〇	三・四	一九五七年	八・〇	三・三	一九五七年	七・七	二・七
一九五八年	四・五	三・五	八・九	一九五八年	八・〇	三・四	一九五八年	八・〇	三・三	一九五八年	七・七	二・七
一九五九年	四・四	三・五	八・八	一九五九年	八・〇	三・四	一九五九年	八・〇	三・三	一九五九年	七・七	二・七
一九六〇年	四・三	三・五	八・七	一九六〇年	八・〇	三・四	一九六〇年	八・〇	三・三	一九六〇年	七・七	二・七
一九六一年	四・二	三・五	八・六	一九六一年	八・〇	三・四	一九六一年	八・〇	三・三	一九六一年	七・七	二・七
一九六二年	四・一	三・五	八・五	一九六二年	八・〇	三・四	一九六二年	八・〇	三・三	一九六二年	七・七	二・七
一九六三年	四・〇	三・五	八・四	一九六三年	八・〇	三・四	一九六三年	八・〇	三・三	一九六三年	七・七	二・七
一九六四年	三・九	三・五	八・三	一九六四年	八・〇	三・四	一九六四年	八・〇	三・三	一九六四年	七・七	二・七
一九六五年	三・八	三・五	八・二	一九六五年	八・〇	三・四	一九六五年	八・〇	三・三	一九六五年	七・七	二・七
一九六六年	三・七	三・五	八・一	一九六六年	八・〇	三・四	一九六六年	八・〇	三・三	一九六六年	七・七	二・七
一九六七年	三・六	三・五	八・〇	一九六七年	八・〇	三・四	一九六七年	八・〇	三・三	一九六七年	七・七	二・七
一九六八年	三・五	三・五	八・九	一九六八年	八・〇	三・四	一九六八年	八・〇	三・三	一九六八年	七・七	二・七
一九六九年	三・四	三・五	八・八	一九六九年	八・〇	三・四	一九六九年	八・〇	三・三	一九六九年	七・七	二・七
一九七〇年	三・三	三・五	八・七	一九七〇年	八・〇	三・四	一九七〇年	八・〇	三・三	一九七〇年	七・七	二・七
一九七一年	三・二	三・五	八・六	一九七一年	八・〇	三・四	一九七一年	八・〇	三・三	一九七一年	七・七	二・七
一九七二年	三・一	三・五	八・五	一九七二年	八・〇	三・四	一九七二年	八・〇	三・三	一九七二年	七・七	二・七
一九七三年	三・〇	三・五	八・四	一九七三年	八・〇	三・四	一九七三年	八・〇	三・三	一九七三年	七・七	二・七
一九七四年	二・九	三・五	八・三	一九七四年	八・〇	三・四	一九七四年	八・〇	三・三	一九七四年	七・七	二・七
一九七五年	二・八	三・五	八・二	一九七五年	八・〇	三・四	一九七五年	八・〇	三・三	一九七五年	七・七	二・七
一九七六年	二・七	三・五	八・一	一九七六年	八・〇	三・四	一九七六年	八・〇	三・三	一九七六年	七・七	二・七
一九七七年	二・六	三・五	八・〇	一九七七年	八・〇	三・四	一九七七年	八・〇	三・三	一九七七年	七・七	二・七
一九七八年	二・五	三・五	八・九	一九七八年	八・〇	三・四	一九七八年	八・〇	三・三	一九七八年	七・七	二・七
一九七九年	二・四	三・五	八・八	一九七九年	八・〇	三・四	一九七九年	八・〇	三・三	一九七九年	七・七	二・七
一九八〇年	二・三	三・五	八・七	一九八〇年	八・〇	三・四	一九八〇年	八・〇	三・三	一九八〇年	七・七	二・七
一九八一年	二・二	三・五	八・六	一九八一年	八・〇	三・四	一九八一年	八・〇	三・三	一九八一年	七・七	二・七
一九八二年	二・一	三・五	八・五	一九八二年	八・〇	三・四	一九八二年	八・〇	三・三	一九八二年	七・七	二・七
一九八三年	二・〇	三・五	八・四	一九八三年	八・〇	三・四	一九八三年	八・〇	三・三	一九八三年	七・七	二・七
一九八四年	一・九	三・五	八・三	一九八四年	八・〇	三・四	一九八四年	八・〇	三・三	一九八四年	七・七	二・七
一九八五年	一・八	三・五	八・二	一九八五年	八・〇	三・四	一九八五年	八・〇	三・三	一九八五年	七・七	二・七
一九八六年	一・七	三・五	八・一	一九八六年	八・〇	三・四	一九八六年	八・〇	三・三	一九八六年	七・七	二・七
一九八七年	一・六	三・五	八・〇	一九八七年	八・〇	三・四	一九八七年	八・〇	三・三	一九八七年	七・七	二・七
一九八八年	一・五	三・五	八・九	一九八八年	八・〇	三・四	一九八八年	八・〇	三・三	一九八八年	七・七	二・七
一九八九年	一・四	三・五	八・八	一九八九年	八・〇	三・四	一九八九年	八・〇	三・三	一九八九年	七・七	二・七
一九九〇年	一・三	三・五</										

彙報

- 第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ薬劑師免許ヲ與ヘザルコトアルベシ
一 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者
二 藥事ニ關シ罰金ニ處セラレタル者
三 前二號ニ該當スル者ヲ除クノ外藥事ニ關シ不正ノ行爲アリタル者
ノ行爲アリタル者
第六條 厚生省ニ薬劑師名簿ヲ備ヘ薬劑師免許ニ關スル事項ヲ登錄ス
第七條 薬劑師第四條各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ免許ヲ取消ス
第八條 帝國議會に於いて協議を經たる藥野法は昭和十八年三月十二日付官報を以て左の如く公布せられた。
第一條 本法ハ藥事衛生ノ適正ヲ期シ國民體力ノ向上ヲ圖ルヲ以テ目的トス
第二章 藥劑師
第三條 藥劑師ハ調剤、醫藥品ノ供給其ノ他藥事衛生ヲ掌リ國民體力ノ向上ニ寄與スルヲ以テ其ノ本分トス
第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ薬劑師免許ヲ與ヘズ
一 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
二 未成年者、禁治產者、准禁治產者、精神病者、
第五條 第四條ノ規定ニ依リ再免許ヲ受ケタル者主務大臣ノ定ムル期間内ニ於テ第五條第一號又ハ第二號ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ再免許ハ效力ヲ失フ
第六條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ免許ヲ受クルコトヲ要ス
第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ薬劑師免許ヲ與ヘズ
第八條 本法ハ道府縣薬劑師會ハ日本薬劑師會ノ會員トス
第九條 日本薬劑師會及道府縣薬劑師會ハ法人トス
第十條 薬劑師ハ命令ノ定ムル所ニ依リ道府縣薬劑師會ノ會員ヲ設立スベシ
第十一條 道府縣薬劑師會ハ命令ノ定ムル所ニ依リ日本薬劑師會ヲ設立スベシ
第十二條 道府縣薬劑師會ハ其ノ會員ヨリ徵收スペキ收入ニ關シテハ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得
第十三條 前四條ニ規定スルモノノ外日本薬劑師會及道府縣薬劑師會ノ設立ノ手續、區域、機關、經費、負擔及其ノ徵收、監督、會員ノ懲戒其ノ他ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第十四條 藥局ヲ開設セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受クベシ
第十五條 藥局ハ命令ノ定ムル所ニ依リ薬劑師ヲシテ之ヲ管理セシムベシ
第十六條 藥劑師ニ非ザレバ販賣又ハ授與ノ目的ヲ以テ調剤ヲ爲スコトヲ得ズ
第十七條 藥劑師販賣又ハ授與ノ目的ヲ以テ調剤ヲ爲ス場合ハ藥局ニ於テ之ヲ爲スペシ但シ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條 薬局ニ於テ調剤ニ從事スル薬剤師ハ調剤ノ需アル場合ニ於テ正常ノ事由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十八條 薬剤師ハ醫師、歯科醫師又ハ歯醫師ノ處方箋ニ依リ調剤スベシ

ヲ交付シタル醫師、歯科醫師又ハ歯醫師ニ質シ證明ヲ得ルニ非ザレバ調剤ヲ爲スコトヲ得ズ

第十九條 薬剤師調剤ヲ爲シタルトキハ逕済ナク調剤ニ關スル事項ヲ記載スベシ

第二十條 主務大臣ハ勅令ノ定ム所ニ依リ調剤報酬ノ關シ必要ナル命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十一條 前七條ニ規定スルモノノ外薬局及調剤ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 薬品
第二十二條 薬品ノ製造業ヲ行ハントスル者ハ命令ノ定ム所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
ノ定ム所ニ依リ主務大臣ハ保健衛生上特ニ必要アリト認ムル醫藥品製造業者ハ醫藥品ノ性狀品質ヲ適正ナラシムル爲命令ノ定ム所ニ依リ薬剤師ヲ置クベシ但シ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
前二項ニ規定スルモノノ外醫藥品ノ製造ノ設備及管理、製品ノ封緘其ノ他製造ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

前三項ノ規定ハ醫藥品ノ輸入販賣業又ハ移入販賣業ニ之ヲ準用ス
第二十三條 醫藥品ノ販賣業ヲ行ハントスル者ハ命令ノ定ム所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
前項ニ規定スルモノノ外醫藥品ノ貯藏、小分其ノ他取扱ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

主務大臣ハ薬剤師ニ非ザル醫藥品販賣業者ニシテ薬剤師ヲ使用セザルモノノ取扱品目ノ制限ニ關シ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得ズ

第二十四條 主務大臣ハ保健衛生上特ニ必要アリト認ムル醫藥品ノ價格ニ付勅令ノ定ム所ニ依リ其ノ公正ヲ圖ル爲必要ナル命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十五條 主務大臣ハ醫藥品ニ付局方ヲ定メタルトキハ之ヲ日本薬局方に收載スベシ

第二十六條 日本薬局方ニ收載セル醫藥品ハ其ノ性狀品質日本薬局方ノ所定ニ適合スルニ非ザレバ之ヲ販賣若ハ授與シ又ハ販賣若ハ授與ノ目的ヲ以テ製造、輸入、移入、貯藏若ハ陳列スルコトヲ得ズ

第二十七條 日本薬局方ニ收載セル醫藥品ハ其ノ容器又ハ被包ニ日本薬局方ナル文字及日本薬局方名ヲ、依リ其ノ容器又ハ被包ニ其ノ名稱並ニ成分及分量、成分不明ナルモノハ其ノ本質及製造法ノ要旨ヲ記載スルニ非ザレバ之ヲ販賣若ハ授與シ又ハ販賣若ハ授與ノ目的ヲ以テ貯藏若ハ陳列スルコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十八條 醫藥品ノ效能ニ關シテハ何人ト雖モ虛偽又ハ誇大ノ廣告ヲ爲スコトヲ得ズ
主務大臣ハ前項ニ規定スルモノノ外醫藥品ニ關スル廣告、醫藥品ノ容器若ハ被包ニ添附セズシテ頒布スル文書ニ關シ薬品ニ添附シ若ハ添附セズシテ頒布スル文書ニ關シ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得
第二十九條 毒藥、劇藥及麻藥ノ品目ハ主務大臣之ヲ定ム
第三十条 主務大臣又ハ地方長官ハ保健衛生上特ニ必要アリト認ムルトキハ藥局開設者又ハ醫藥品ノ製造業者、輸入販賣業者、移入販賣業者若ハ販賣業者ニ對シ當該業務ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得
第三十一条 主務大臣又ハ地方長官ハ第二十二條第一項ノ規定(同條第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ違反シテ製造、輸入若ハ移入セラレタル醫藥品、第二十六條第一項ノ規定若ハ同條第二項ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シテ製造、輸入、移入、貯藏若ハ陳列セラレタル醫藥品又ハ保健衛生上危害ヲ生ズルノ虞アリト認ムル醫藥品ニ付其ノ所有者ヲシテ廢棄セシメ、所有者若ハ所持者ヲシテ保健衛生上危害ヲ生ズルノ虞ナキ方法ニ依リ處置セシメ又ハ直接ニ廢棄シ其ノ他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得
第三十二条 主務大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ム所ニ依リ藥局開設者又ハ醫藥品ノ製造業者、輸入販賣業者、移入販賣業者若ハ販賣業者ニ付當該業務ニ關シ必要ナル報告ヲ徵シ又ハ當

該官吏ヲシテ薬局、工場、店舗、事務所、倉庫其ノ

他ノ場所ニ臨検シ其ノ構造設備、業務ノ状況若ハ醫

藥品、醫藥品ノ原料材料、調劑録等ノ帳簿書類其ノ

他ノ物件ヲ検査セシメ又ハ試験ノ爲必要ナル分量ノ

醫藥品若ハ其ノ原料材料ヲ無償ニテ收去セシムルコ

トヲ得

第三十三條 醫藥品ノ製造業者、輸入販賣業者又ハ移

入販賣業者其ノ業務ニ關シ犯罪又ハ不正ノ行爲アリ

タルトキハ主務大臣ハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ業

務ヲ停止スルコトヲ得

藥局開設者又ハ醫藥品販賣業者其ノ業務ニ關シ犯罪

又ハ不正ノ行爲アリタルトキハ地方長官ハ其ノ許可

ヲ取消シ又ハ其ノ業務ヲ停止スルコトヲ得

第三十四條 醫藥品ノ製造業者、輸入販賣業者又ハ移

入販賣業者正當ノ事由ナクシテ其ノ業務ヲ行ハザル

トキハ主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ許可ヲ

取消スコトヲ得

藥局開設者又ハ醫藥品販賣業者正當ノ事由ナクシテ

其ノ業務ヲ行ハザルトキハ地方長官ハ命令ノ定ムル

所ニ依リ其ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第七章 雜則

第三十五條 第八條及第四章乃至前章ニ規定スル主務

大臣ノ職權ノ一部ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ地方長官

ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

第三十六條 権太ニ於テ本法ヲ適用スルニ付必要ナル

事項ニ關シテハ勅令ヲ以テ特別ヲ設クルコトヲ得

第八章 罰則

第三十七條 麻藥ニ關シ第二十二條第一項ノ規定（同

條第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ違反シタル

者又ハ麻藥ノ輸出若ハ移出ニ關シ第二十九條第二項

ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者ハ二年以

下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十八條 當該官吏又ハ其ノ職ニ在リタル者故ナク

タル個人ノ祕密ヲ漏洩シタルトキハ六月以下ノ懲役

又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

職務上前項ノ祕密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務

員タリシ者故ナク其ノ祕密ヲ漏洩シタルトキ亦前項

ニ同ジ

第三十九條 第三十七條ノ規定ニ該當スル者ヲ除クノ

外第二十二條第一項ノ規定（同條第四項ニ於テ準用

スル場合ヲ含ム）ニ違反シタル者ハ六月以下ノ懲役

又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三月以下ノ懲

役又ハ五百圓以下ノ罰金若ハ科料ニ處ス

一 第二十二條第三項ノ規定（同條第四項ニ於テ準

用スル場合ヲ含ム）ニ基キテ發スル命令ニ違反シ

タル者

二 麻藥ニ關シ第二十三條第一項ニ規定ニ基キテ發

スル命令ニ違反シタル者

三 製造、輸入又ハ移入ニ關シ第二十六條第一項ノ

規定ニ違反シタル者

四 製造、輸入又ハ移入ニ關シ第二十六條第二項ノ

規定ニ違反シタル者

五 製造、輸入又ハ移入ニ關シ第二十六條第二項ノ

規定ニ違反シタル者

六 第二十四條ノ規定ニ基キテ發スル命令又ハ同條

ノ規定ニ依ル處分ニ違反シタル者

七 毒藥又ハ劇藥ニ關シ第二十九條第二項ノ規定ニ

基キテ發スル命令ニ違反シタル者

八 第三十一条ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

九 第三十一條ノ規定ニ依ル廢棄其ノ他ノ處分又ハ

第十條 第三十二條若ハ第四十七條第二項ノ規定ニ依ル當

該官吏ノ職權若ハ取扱ア拒ミ、姪ノ丈ハ退避シタ

ル者

十一 業務停止中ノ薬劑師ニシテ其ノ業務ヲ爲シタ

ルモノ

十二 誤リテ調劑ヲ爲シタル者

十三 醫藥品ノ容器又ハ被包ニ虛偽ノ記載ヲ爲シタ

ル者

十四 業務停止中ノ藥局開設者又ハ醫藥品ノ製造業

者、輸入販賣業者、移入販賣業者若ハ販賣業者ニ

テ準用スル場合ヲ含ム）、第二十三條第一項、第一

十六條第一項、第二十七條第二項又ハ第二十八條

第二十九條乃至第十九條ノ規定ニ違反シタル者

三 第二十條、第二十三條第二項第三項、第二十六

條第二項、第二十七條第二項又ハ第二十八條第一

項ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者

四 薬局ニ關シ第二十一條ノ規定ニ基キテ發スル命

令ニ違反シタル者

五 調劑ニ關シ第二十一條ノ規定ニ基キテ發スル命

令ニ違反シタル者

六 第二十四條ノ規定ニ基キテ發スル命令又ハ同條

ノ規定ニ依ル處分ニ違反シタル者

七 毒藥又ハ劇藥ニ關シ第二十九條第二項ノ規定ニ

基キテ發スル命令ニ違反シタル者

八 第三十一条ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

九 第三十一條ノ規定ニ依ル廢棄其ノ他ノ處分又ハ

第十條 第三十二條若ハ第四十七條第二項ノ規定ニ依ル當

該官吏ノ職權若ハ取扱ア拒ミ、姪ノ丈ハ退避シタ

ル者

十一 業務停止中ノ薬劑師ニシテ其ノ業務ヲ爲シタ

ルモノ

十二 誤リテ調劑ヲ爲シタル者

十三 醫藥品ノ容器又ハ被包ニ虛偽ノ記載ヲ爲シタ

ル者

十四 業務停止中ノ藥局開設者又ハ醫藥品ノ製造業

者、輸入販賣業者、移入販賣業者若ハ販賣業者ニ

シテ其ノ業務ヲ爲シタルモノ

第四十二條 法人又ハ人の代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他の従業者が其ノ法人又ハ人の業務ニ關シ第三十七條、第三十九條、第四號、第六號乃至第八號、第十號、第十三號若ハ第十四號ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免カルコトヲ得ズ

第四十三條 第三十七條、第三十九條、第四十條竝ニ

第四十一條第一號、第三號、第四號、第六號乃至第八號、第十號、第十三號及第十四號ノ罰則ハ其ノ者

ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他の法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ其ノ業務ニ關シ未成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四十四條 前二條ノ場合ニ於テハ懲役ノ刑ニ處スル

コトヲ得ズ

附 則

第四十五條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十六條 薬品營業並薬品取扱規則、賣藥法及藥劑師法ハ之ヲ廢止ス但シ藥劑師法中道府縣藥劑師會及

日本藥劑師會ニ關スル規定ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ

勅令ヲ以テ定ムル時迄仍其ノ效力ヲ有ス

第四十七條 醫師、歯科醫師又ハ獸醫師ハ其ノ診療ニ用フベキ醫藥品ニ限り命令ノ定ムル所ニ依リ第十五條ノ規定ニ拘ラズ調劑ヲ爲スコトヲ得

地方長官必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ病院若ハ診療所ノ開設者又ハ開業ノ獸醫師ニ付

醫藥品ノ使用ニ關シ必要ナル報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ醫藥品ヲ貯藏スル場所ニ臨検シ醫藥品ヲ檢査セシメ若ハ試験ノ爲必要ナル分量ノ醫藥品ヲ無償ニテ收去セシムルコトヲ得

第四十八條 藥劑師法ニ依リ藥劑師免許ヲ受ケタル者ハ本法ニ依リ藥劑師免許ヲ受ケタルモノト看做ス

第四十九條 本法ノ適用ニ付テハ明治十三年第三十六號布告刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ、同法ノ禁錮ニ處セラレタル者ハ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタルモノト看做ス

第五十條 藥劑師法ニ依ル藥劑師名簿ノ登録ハ之ヲ本法ニ依ル藥劑師名簿ノ登録ト看做ス

第五十一條 藥劑師法ニ依リ爲シタル藥劑師免許ノ取消ノ處分又ハ業務ノ停止ノ處分ハ之ヲ本法ノ相當規

定ニ依リテ爲シタルモノト看做ス此ノ場合ニ於才停止ノ時期ハ仍從前ノ例ニ依ル

第五十二條 藥劑師法ノ道府縣藥劑師會及日本藥劑師會ノ権利義務ニシテ第四十六條但書ノ規定ニ依リ勅令ヲ以テ定ムル時ニ於テ存スルモノハ各本法ノ道府

縣藥劑師會及日本藥劑師會之ヲ承繼ス

第五十三條 舊法ニ依リ開設シタル藥局ニシテ本法施

行ノ際現ニ存スルモノハ第十四條第一項ノ規定ニ依

ル許可ヲ受ケタルモノト看做ス

第五十四條 前條ノ規定ハ從前ノ規定ニ依リ醫藥品ノ

製造業、輸入販賣業、移入販賣業又ハ販賣業ヲ行フ

臨時特例ニ關スル件ナリ

第四條中「藥劑師法」、「藥事法及」ニ改メ「及醫藥品業並藥品取扱規則」ヲ削除

〔參照〕

昭和十五年四月四日公布法律第九十二號ハ獸醫師法等ノ

關東州國民體力令は昭和十八年三月八日付官報を以て左の如く公布せられた。

關東州國民體力令の公布

關東州國民體力令は昭和十八年三月八日付官報を以て左の如く公布せられた。

第一條 關東州ニ於ケル國民體力ノ管理ニ關シテハ本

做ス此ノ場合ニ於テ停止ノ期間ハ仍從前ノ例ニ依ル

第五十五條 本法施行ノ際現ニ存スル醫藥品ノ容器又ハ被包ニ記載スベキ事項ニ付テハ第二十七條第一項ノ規定ニ拘ラズ本法施行ノ日ヨリ二年ヲ限り仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

第五十六條 藥品營業並藥品取扱規則、賣藥法若ハ藥劑師法若ハ之ニ基キテ發スル命令又ハ花柳病豫防法第七條第一項ノ規定ニ違反シタル者ノ處罰ニ付テハ

第五十七條 花柳病豫防法中左ノ通改正ス

第五十八條 阿片法中左ノ通改正ス

第五條中「藥劑師藥種商」ヲ「醫藥品販賣業者」ニ改ム第六條第一項及第六條ノ二中「製藥者」ヲ「醫藥品製造業者」ニ改ム

第五十九條 昭和十五年法律第九十二號中左ノ通改正ス

令ニ定ムルモノヲ除クノ外國民體力法ニ依ル但シ同

法第二十一條ノ規定ハ此ノ限ニ在ラズ

國民體力法中主務大臣トアルハ滿洲國駐劄特命全權

大使トシ地方長官トアルハ關東州廳長官トシ市町村

長トアルハ市長又ハ民政署長トシ市町村内トアルハ

市又ハ民政署ノ管轄區域内トシ道府縣トアリ又ハ道

府縣、市町村トアルハ市トシ監獄、矯正院、少年教

護院トアルハ關東監獄トシ保健所トアルハ關東醫院又

ハ關東保健館トシ本法トアルハ本令トシ本法施行地

内トアルハ關東州内トシ勅令トアルハ關東局令トス

第二條 國民體力管理醫ノ選任又ハ解任ハ關東州廳長

官之ヲ行フ但シ特別ノ事情ニ依リ必要アルトキハ大

使ノ定ムル所ニ依リ學校長又ハ國ノ事業場若ハ施設

ノ長ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

第三條 體力検査ニ要スル費用ニシテ左ニ掲グルモノ

ハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ國庫之ヲ負擔ス

一 國民體力管理醫手當

二 體力検査補助者手當

三 藥品其ノ他消耗品ノ費用

附則

本令施行ノ期日ハ大使之ヲ定ム

國民體力法施行規則中改正の件公布

國民體力法施行規則中改正の件は昭和十八年三月二十五日付官報を以て左の如く公布せられた。

國民體力法施行規則中改正の件

(昭和十八年三月二十五日)

様式第一號體力検査票裏面國民體力管理醫意見欄中

「國民體力向上修練會參加ノ要・否體力向上施設ノ利

用」ヲ「健民修練否・要()」ニ改ム

附則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

船員保險法施行令中改正の件公布

船員保險法施行令中改正の件は昭和十八年三月三十

日付官報を以て左の如く公布せられた。

船員保險法施行令中改正ノ件

(昭和十八年三月二十九日)
勅令第二百三十五號

第七條第二項ヲ左ノ如ク改ム

督促狀ニ指定シタル期限迄ニ徵收金及督促手數料ヲ

完納シタルトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ計算シタル金

額ガ十錢未滿ナルトキハ延滞金ヲ徵收セズ

第十六條第三號中「嫡出子、庶子及私生子ノ間ニ在リテ

ハ嫡出子及庶子ハ女ト雖モ之ヲ私生子ヨリ」ヲ「嫡出子

及嫡出ニ非ザル子ノ間ニ在リテハ女ト雖モ嫡出子及庶

子ヲ」ニ改ム

第十七條ノ二

船員保險法第二十二條ノ二第一項ノ規

定ニ依ル區域ハ瀬戸内(和歌山縣海草郡田倉崎ヨリ

リ)德島縣板野郡孫崎ニ至ル線、兵庫縣三原郡門崎ヨ

岬ヨリ大分縣北海南部郡關崎ニ至ル線及福岡縣企救郡

門司崎ヨリ山口縣豐浦郡甲山ニ至ル線ヲ以テ區割シ

タル海面)ヲ除ク太平洋及印度洋トス

第十八條乃至第二十條 削除

第二十一條 船員保險法第二十八條ノ二ノ期間ハ被保

險者タル資格ヲ喪失シタル日後十日トス

第二十一條ノ二 地方長官ハ道府縣醫師會長、道府縣

齒科醫師會長又ハ道府縣藥劑師會長ノ意見ヲ聽キ保

險醫又ハ保險藥劑師ヲ指定スベシ

保險醫又ハ保險藥劑師ガ療養ノ給付ヲ擔當スルノ責

務ヲ怠リ其ノ他保險醫又ハ保險藥劑師トシテ不適當

ト認ムベキ事由アルトキハ地方長官ハ前項ノ指定ヲ

取消スコトヲ得

第二十一條ノ三 保險醫若ハ保險藥劑師又ハ之ヲ使用

スル者ガ療養ノ給付ニ關シ請求スベキ費用ノ額ハ厚

生大臣ノ定ムル所ニ依リ地方長官之ヲ算定ス

厚生大臣前項ノ規定ニ依リ定ヲ爲サントスルトキハ

日本醫師會長、日本齒科醫師會長又ハ日本藥劑師會

長ノ意見ヲ聽クベシ

第二十二條中「第二十八條第二項」ヲ「第二十八條第三

項」ニ改ム

第二十三號第二號中「其ノ指定セザル」及同條第三號中

「地方長官ノ指定セザル」ヲ「保險醫及厚生大臣若ハ地

方長官ノ指定スル者以外ノ」ニ改メ同條ニ左ノ一號ヲ

加フ

四 其ノ他厚生大臣ノ定ムル場合ニ於テ被保險者又

ハ被保險者タリシ者ノ申請アリタルトキ

第二十六條中「船員保險法第二十八條第三號ノ規定ニ

依リ」ヲ「病院又ハ」ニ改ム

第二十六條ノ二 厚生大臣ノ指定スル疾病ニ關シテハ

船員保險法第二十二條第一項ノ期間ヲ超エ尚六月間

繼續シテ療養ノ給付及傷病手當金ノ支給ヲ爲スモノ

トス但シ其ノ給付ヲ始メタル日前一年以内ニ於テ實

期間三月以上被保險者タリシ者ニ限ル

第二十七條中「第二十八條第二項」ヲ「第二十八條第三項」ニ改ム

第二十九條中「掲タル者」ノ下ニ「ニシテ病院又ハ診療

所ニ收容セラレタルモノ」ヲ加フ

第三十一條中「内地」ヲ「内地（樺太ヲ含マズ）」ニ、「第

十八條第二項、第十九條、第二十條、第二十三條及第

二十四條中地方長官トアルハ」ヲ「船員保險法第三十八

條第二項及第二十八條ノ三ノ行政官廳ハ厚生大臣トシ

第二十三條第一號及第二十四條中地方長官トアリ竝ニ

第二十三條第二號及第三號中厚生大臣若ハ地方長官ト

アルハ」ニ改ム

第三十三條ノ二 船員保險法第三十八條第三項ニ規定

スル者以外ノ被保險者ニ關スル保險料ニ付テハ船

舶所有者ノ負擔割合ハ其ノ保險料額ノ五分ノ三ト

ス

第三十六條第二項及第三項ヲ左ノ如ク改ム

地方長官ハ保險料納入ノ告知ヲ爲シタル後ニ於テ告

知シタル保険料額が當該納付義務者ノ納付すべき保

險料額ヲ超過スルコトヲ知リタルトキ又ハ納付シタ

ル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付すべき保險料額

ヲ超過スルコトヲ知リタルトキハ其ノ超過部分ニ關

スル納入ノ告知又ハ納付ハ其ノ告知又ハ納付ヲ爲シ

タル後六月以内ノ期日ニ於テ納付セラルベキ保險料ニ對シ納期ヲ繰上ゲ之ヲ爲シタルモノト看做スコト

ヲ得

前項ノ規定ニ依リ納期ヲ繰上げ納入ノ告知又ハ納付

ヲ爲シタルモノト看做シタルトキハ地方長官ハ其ノ

船員保險法中改正法律の一一部施行期 の件公布

第六十條中「第一章乃至第四章」ヲ「第一章、第二章、

第三章、（日本醫師會長、日本齒科醫師會長又ハ

道府縣藥劑師會長ニ關スル部分ヲ除ク）、第四章」ニ改

ム

第八十二條中「又ハ船員法第十七條若ハ第二十九條ノ

規定ニ依ル船舶所有者ノ扶助」ヲ削ル

第八十三條 削除

附 則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ昭和十

八年法律第二十七號中第二十八條ノ三乃至第二十八條

ノ六ノ規定實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ同

年三月三十一日ヨリ之ヲ施行ス

國民健康保險法施行規則中改正の件 の公布

第三十三條ノ二及附則第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ拘

ラズ昭和十八年法律第二十七號中第三十二條第一項及

第三十三條ノ改正規定竝ニ第六十條第二項及附則第三

項ノ規定施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年法律第二十七號附則第三項ノ場合ニ於テハ

第二十一條、第八十一條及第八十三條ノ改正規定ニ拘

ラズ仍從前ノ例ニ依ル

第十七條ノ二ノ規定ハ第一項ノ規定ニ拘ラズ昭和十六

年十二月八日ヨリ之ヲ適用ス

ヲ得

昭和十八年法律第二十七號附則第三項ノ規定ニ拘

ラズ昭和十八年三月二十日付官報を以て左の通り公布せられた。

（昭和十八年三月二十日
厚生省令第二百三十四號）

第八條中「組合設立ノ經過」ヲ「組合設立ノ經過及ニ
改メ「及被保險者ニ對シ診療又ハ藥劑ノ支給ヲ爲ス醫
師、齒科醫師又ハ藥劑師ノ範圍」ヲ削ル

第九條ノ二中「第五條」及「第五條」ヲ削ル

組合ノ被保險者ニ對シ診療又ハ薬劑ノ支給ヲ爲ス保

險醫及保險藥劑師ノ範圍ヲ定メテ之ヲ告示スベシ其ノ變更アリタルトキ亦同ジ

第十二條 前條ノ告示アリタルトキハ組合ハ其ノ組合ノ被保險者ニ對シ診療又ハ薬劑ノ支給ヲ爲ス保

險醫及保險藥劑師ヲ公示スベシ

組合ハ保險醫又ハ保險藥劑師以外ノ者ニシテ其ノ組合ノ被保險者ニ對シ診療又ハ薬劑ノ支給ヲ爲スモノヲ指定シタルトキハ之ヲ公示スベシ其ノ變更アリタルトキ亦同ジ

前項ノ規定ハ診療又ハ藥劑ノ支給以外ノ給付ノ支給ニ當ル者ニ付之ヲ准用ス

第十三條 組合ハ様式第一號ニ依ル受診證ヲ被保險者ニ交付スベシ

第十三條ノ二 被保險者ハ療養ノ給付ヲ受ケントスルトキハ保險醫又ハ組合ノ指定シタル者ニ受診證ヲ提示スベシ但シ已ムヲ得ザル事由アルトキハ其ノ事由止ミタル後遲滞ナク之ヲ提示スベシ

第十三條ノ三 保險醫及保險藥劑師ガ診療又ハ薬劑ノ支給ヲ爲スニ付必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム

第十三條ノ四 保險醫ハ被保險者ヨリ受診證ノ提示ヲ受ケ診療ヲ爲シタルトキハ受診證ニ必要ナル事項ヲ記載シ遲滞ナク之ヲ被保險者ニ返還スベシ第十三條ノ二但書ノ規定ニ依リ提示アリタルトキ亦同ジ

第十三條ノ五 保險醫ハ被保險者ヨリ處方箋ノ交付ヲ求メラレタルトキハ正當ノ事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

被保險者ニ對シ處方箋ヲ交付スル場合ニ於テハ保險醫ハ様式第二號ニ依リ之ヲ作製スベシ

第十三條ノ六 被保險者ハ保險藥劑師ニ就キ薬劑ノ支給ヲ受ケントスルトキハ保險醫又ハ組合ノ指定シタル者ノ交付シタル處方箋ヲ提出スベシ

第十四條ノ二 厚生大臣及地方長官ハ組合ニ對シ左ニ掲グル施設ヲ爲スコトヲ命ジ又ハ之ニ必要ナル費用ノ支出ヲ命ズルコトヲ得

一 傳染病、寄生蟲病其ノ他傷病ノ豫防ニ關スル施設

二 健康診斷ニ關スル施設

三 療養及保養ニ關スル施設

四 母性及乳幼兒ノ保護ニ關スル施設

五 藥養改善ニ關スル施設

六 健康ノ保持ニ關スル施設

第十五條中「被保險者ニ對シ診療又ハ薬劑ノ支給ヲ爲ス醫師、齒科醫師又ハ藥劑師」ヲ「保險醫若ハ保險藥劑師又ハ組合ノ指定スル者」ニ改ム

第十二條ノ二 組合員ハ議員候補者ヲ推薦セントスルトキハ選舉ノ期日ノ公示アリタル日ヨリ選舉ノ期日前三日目迄ニ其ノ旨ヲ選舉長ニ届出ヅベシ

前項ノ規定ニ依ル届出ハ組合員十人以上ヨリ之ヲ爲スコトヲ要ス届出ノ取消ニ付亦同ジ

第二十二條ノ三 前條第一項ノ期間内ニ届出アリタル議員候補者其ノ選舉ニ於ケル議員ノ定數ヲ超ユル場

合ニ於テ其ノ期間ヲ經過シタル後議員候補者死亡シ又ハ議員候補者ノ推薦届出ノ取消アリタルトキハ前條ノ例ニ依リ選舉ノ期日ノ前日迄ニ推薦届出ヲ爲スコトヲ得

前條ノ届出若ハ届出ノ取消アリタルトキ又ハ議員候補者ノ死亡シタルコトヲ知リタルトキハ理事ハ直ニ其ノ旨ヲ公示スベシ

第二十四條 議員ノ選舉ハ投票ニ依リ之ヲ行フヲ例トス

投票ハ無記名トシ一人一票ニ限ル

第二十四條ノ二 第二十二條ノ二及第二十二條ノ三ノ規定ニ依ル届出アリタル議員候補者其ノ選舉ニ於ケル議員ノ定數(選舉區ヲ設ケタル場合ニ在リテハ各選舉區ヨリ選舉スペキ議員ノ定數)ヲ超エザルトキハ投票ハ之ヲ行ハズ

前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フコトヲ要セザルトキハ理事ハ直ニ其ノ旨ヲ公示スベシ

第一項ノ場合ニ於テハ選舉長ハ選舉ノ期日ヨリ三日以内ニ選舉會ヲ開キ議員候補者ヲ以テ當選者ト定ム

第六十一條第四項ヲ削ル

第六十三條第四項ヲ削ル

第八十一條ノ二中「別記様式」ヲ「様式第三號」ニ改ム

第八十六條中「第十條」ノ下ニ「第十四條ノ二」ヲ加フ

第九十八條中「第十一條乃至第十六條」ヲ「第十一條乃至第十三條ノ二、第十三條ノ六、第十四條乃至第十六條」ニ改メ同條中「第五條」及「第五條」ヲ削ル

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(面 表)

(面 裹)

一 本記ノ用紙ノ大サハ日本標準規格B-1トシ中央點線ノ所ヨリ二ツ折ト爲スベシ

二 給付記録欄ノ記載ニ付テハ左ニ依ルベシ

イ 「開始日」欄ニハ最初ニ診療ニ當リタル保険醫師於テ記入シテ「認印」欄ニ捺印シ「終了日」欄

及「終了事由」欄ニハ最後ニ診療ニ當リタル保険醫師於テ記入シテ「認印」欄ニ捺印スベシ

ロ 「終了事由」欄ニハ治療、期間満了、死亡等ノ別ヲ記載スベシ

様式第一號

國民健康保險用

昭和十三年六月二日厚生省令第十號國民健康

保險法施行規則抄錄

第五條 組合設立ノ際ニ於テ定ムベキ組合ノ被保險者ニ對シ診療又ハ藥劑ノ支給ヲ爲ス醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ノ範圍ハ發起人之ヲ定メ組合設立ノ認可申請ト同時ニ認可申請ヲ爲スベシ

第八條 組合設立ノ認可アリタルトキハ發起人ハ遲滯ナク組合會ヲ招集シ組合設立ノ經過、初年度ノ收入支出ノ豫算及被保險者ニ對シ診療又ハ藥劑ノ支給ヲ爲ス醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ノ範圍其ノ他重要ナル事項ヲ報告スベシ

第十一條 國民健康保險法第四十六條ノ規定ニ依ル醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ノ範圍ニハ被保險者ノ通常利用シ得ベキ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ヲ包含スルコトヲ要ス

第十二條 組合ハ特別ノ事由ナキ限り國民健康保險法第四十六條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル範圍内ノ總テノ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ヲシテ被保險者ニ對スル診療又ハ藥劑ノ支給ニ當ラシメ且被保險者ヲシテ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ノ選定ヲ自由ナラシムベシ

第十三條 組合被保險者ニ對シ診療又ハ藥劑ノ支給ヲ爲ス醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ヲ定メタルトキ

ハ 傷病名ヲ變更シタルトキハ其ノ保險料ニ於テ其ノ傷病名及變更年月日ヲ「備考」欄ニ記入シ
捺印スベシ

三 療養費支給ノ場合ハ當該國民健康保險組合又ハ國民健康保險組合ノ事業ヲ行フ法人ニ於テ必要事項ヲ朱記シ「備考」欄ニ療養費ト附記スベシ

法人に在リテハ本様式ノ「裏面」ノ事項ヲ省キ「表面」ノ「注意事項」ヲ裏面ト爲スベシ

ハ之ヲ公示スベシ其ノ變更アリタルトキ亦同ジ
前項ノ規定ハ診療又ハ薬剤ノ支給以外ノ給付ノ支
給ニ當ル者ニ付之ヲ準用ス

第十五條 組合ハ被保險者ニ對シ診療又ハ薬剤ノ支
給ヲ爲ス醫師、歯科醫師又ハ薬剤師ニ就キ療養ノ
給付ニ關シ帳簿書類ヲ閲覽シ、説明ヲ求メ又ハ報
告ヲ徵スルコトヲ得

第二十四條 議員ノ選舉ハ無記名投票ニ依リ之ヲ行

投票ハ一人一票ニ限ル

第六十一條第四項

合併ニ因リテ成立スル組合ノ被保險者ニ對シ診療

又ハ薬剤ノ支給ヲ爲ス醫師、歯科醫師又ハ薬剤師
ノ範圍ハ各組合ニ於テ選任シタル者共同シテ之ヲ
定メ合併ノ認可申請ト同時ニ認可申請ヲ爲スベシ

第六十三條第四項
分割ニ因リテ成立スル組合ノ被保險者ニ對シ診療
又ハ薬剤ノ支給ヲ爲ス醫師、歯科醫師又ハ薬剤師
ノ範圍ハ其ノ組合ノ組合員タルベキ者ニ於テ選出
シタル者之ヲ定メ分割ノ認可申請ト同時ニ認可申
請ヲ爲スベシ

國民健康保険法施行規則第十三條の三

の保険醫が診療を爲すに付必要なる事

項の告示

國民健康保険法施行規則第十三條の三の保険醫が診
療を爲すに付必要なる事項は昭和十八年三月二十三日

付官報を以て告示され、昭和十八年四月一日より施行
せらるゝこととなつた。

第一條第一項中「第十三條第一項若ハ第十六條、高等
國民健康保険法施行規則第十三條
ノ三ノ保険醫ガ診療ヲ爲スニ付必
要ナル事項（昭和十八年三月二十三日）」

第一 保険醫ハ國民健康保険法令及國民健康保険組合
ノ規約（國民健康保険組合ノ事業ヲ行フ法人ニ在リ
テハ國民健康保険組合ノ外健康保険保險

醫療費擔當規程第三章診療方針（第六條一診察中
イヲ除ク）又ハ健康保険保險組合ノ實業專門學校、高等師範學校、女子高等師範
學校若ハ專門學校ニ改メ「當分ノ内」ヲ削ル

第三章診療方針（第六條五補綴中イ及同條七ヲ除
ク）ニ依リ被保險者ノ疾病又ハ負傷ニ付診療ヲ爲ス
ベシ

第一 國民健康保険ノ診療ニ關シ醫師タル保険醫ハ日
本醫師會及道府縣醫師會、歯科醫師タル保険醫ハ日本
齒科醫師會及道府縣齒科醫師會ノ指導ヲ受クベシ

大學學部等の在學年限又は修業年限の
臨時短縮に關する件中改正の件公布

第一 大學學部ノ在學年限ニ關シテハ昭和十七年四
月以前ニ入學シ引續キ在學スル學生ニ付、高等師範
學校、女子高等師範學校又ハ專門學校ノ修業年限ニ
關シテハ昭和二十一年四月以前ニ入學シ引續キ在學
スル生徒ニ付之ヲ適用ス

附則ニ左ノ一項ヲ加フ

本令ハ大學學部ノ在學年限ニ關シテハ昭和十七年四
月以前ニ入學シ引續キ在學スル學生ニ付、高等師範
學校、女子高等師範學校又ハ專門學校ノ修業年限ニ
關シテハ昭和二十一年四月以前ニ入學シ引續キ在學
スル生徒ニ付之ヲ適用ス

附則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ大學豫科又ハ高等學校高等科ニ在學
スル生徒ニ付テハ其ノ修業年限ノ短縮ハ第一條ノ改正
規定ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ依ル

〔參照〕

昭和十六年勅令第九百二十四號大

第一條 大學令第十條、第十一條、第十三條第一項
ノ臨時短縮ニ關スル件中改正ノ件

第一條 大學令第十條、第十一條、第十三條第一項
ノ臨時短縮ニ關スル件中改正ノ件

第一條 大學令第十條、第十一條、第十三條第一項
ノ臨時短縮ニ關スル件中改正ノ件

第一條 大學豫科、高等學校高等科、專門學校若ハ實業
學校第六條若ハ第八條第二項又ハ實業學校令第二
條ノ二第二項ノ規定ニ依ル大學學部ノ在學年限又

昭和十六年勅令第九百二十四號中左ノ通改正ス

〔昭和十八年三月六日
勅令第一百一號〕

専門學校ノ修業年限ハ當分ノ内夫々六月以内之ヲ

短縮スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ大學豫科ノ修業年限ヲ短縮シタ

ル場合ニ於テハ大學令第十三條第二項及第三項中

修業年限三年又ハ修業年限一年トアルハ夫々前項

ノ規定ニ依リ短縮シタル修業年限ヲ謂フモノトス

前二項中大學令、高等學校令、專門學校令又ハ實

業學校令トアルハ夫々朝鮮教育令及臺灣教育令ニ

於テ依ル場合ヲ含ムモノトス

南方人文研究所官制の公布

南方人文研究所官制は昭和十八年三月十五日付官報
を以て左の如く公布せられた。

南方人文研究所官制

(昭和十八年三月十五日
勅令第百二十四號)

第一條 豐北帝國大學ニ南方人文研究所ヲ附置ス

第二條 南方人文研究所ハ南方諸地域ニ於ケル政治、
經濟及文化ニ關スル研究ヲ掌ル

南方資源科學研究所官制の公布

南方資源科學研究所官制は昭和十八年三月十五日付
官報を以て左の如く公布せられた。

南方資源科學研究所官制

(昭和十八年三月十五日
勅令第百二十五號)

第一條 豐北帝國大學ニ南方資源科學研究所ヲ附置ス

第二條 南方資源科學研究所ハ南方諸地域ニ於ケル天
然資源ニ關スル科學士ノ調査研究ヲ掌ル

農林省の農林水產業調查規則による 昭和十六年八月一日現在基本調查結果 の發表

戰時下農林統計の使命の慾、重大性を累加せる事情
に即應し、農林省に於いては昭和十五年を以つて農會
法による舊來の農事統計を廢止し、昭和十六年より每
年八月一日及び二月一日の二回に亘り昭和十五年末公
布の農林水產業調查規則による基本調查(夏期調查及
び冬期調查)を實施することとなつたが、その第一回

第五條 所員ハ臺北帝國大學ノ教授及助教授ノ中ヨリ
臺灣總督之ヲ補ス

第六條 助手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ研究ニ從事ス
第七條 書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス
第八條 臺北帝國大學教授ニシテ所長又ハ所員ニ補セ
ラレタルモノニハ講座ヲ擔任セシメザルコトヲ得
臺北帝國大學ノ定員外トス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
附 則

第六條 助手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ研究ニ從事ス
第七條 書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス
第八條 技手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス
第九條 臺北帝國大學教授ニシテ所長又ハ所員ニ補セ
ラレタルモノニハ講座ヲ擔任セシメザルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ講座ヲ擔任セザル教授及所員ニ補
セラレ専ラ所務ニ從事スル助教授ハ通ジテ四人トシ
臺北帝國大學ノ定員外トス

第六條 助手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ研究ニ從事ス
第七條 書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス
第八條 技手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス
第九條 臺北帝國大學教授ニシテ所長又ハ所員ニ補セ
ラレタルモノニハ講座ヲ擔任セシメザルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ講座ヲ擔任セザル教授及所員ニ補
セラレ専ラ所務ニ從事スル助教授ハ通ジテ四人トシ
臺北帝國大學ノ定員外トス

所長ハ臺北帝國大學總長ノ監督ノ下ニ於テ南方資源
科學研究所ノ事務ヲ掌理ス

第五條 所員ハ臺北帝國大學ノ教授及助教授ノ中ヨリ
臺灣總督之ヲ補ス

に農業者に關する部分は今回「事變下我が國農家の概觀」と題して發表せらるゝに到つた。その内容の大意を紹介すれば以下の如くである。(尙、右調查結果中、耕地、稻作等については農林統計月報昭和十七年八月號「耕地」に於いて發表されてゐる。)

一、新調査方法

從來の農事統計は農家個々について申告調査を行つて得たものではなく、所謂表式調査の域を出ないもので、其の信頼度にも兎角の批評があり、各調査項目も個々遊離して平面的に數へ上げられてゐたものであつたが、今回の基本調査は農林水産業調査規則に依る諸調査の中の基幹を爲すもので、その特徴とするところは、調査客體(農業については農業者)每個に就き一定の調査票を用ひて全國一齊に申告を徵し、この調査票を市町村役場をして集計せしめて農林省の定めた統計表を作成せしめ、之を道府縣廳を通じて農林省へ送付せしめると云ふ方法を探つてゐる所にある。

更に今回の夏期基本調査が我國農家の把握に當つて採擇した態度を見ると、

第一に、農家の定義を「世帶中、農業を營むものある世帶」とし、農林統計の客體を個人とせずに世帶としてゐる。尤も從來の農事統計も此の點に關しては趣旨に於て何等異なる所はない。たゞ今回の調査に於ては右の農家に加ふるに會社、組合、試驗場等に於て農事を行ひ其の生産物を常に販賣に供する如きものも之を准農家として調査に加へた點が農事統計と異なる。(以下農家及准農家を農業者と呼んでゐる。)

第二に、農業を專業、兼業とに分けた所も從來と變

りはないが、兼業を農業を主とするものと從とするものに分け、また專業及び第一種兼業を農家の業態別

(耕種、養蜂、養畜等)に分類してゐる。

第三に、自作・小作の定義及び範圍を定め、新たに「貸付耕地」町歩以上を所有する農家」及び「土地を耕作せざる農家」の項を設定し、自小作別農家戸数につ

いては專業兼業別に之を明らかにしてゐる。

第四に、兼業農家に付き、農家以外の産業との結びつきや、乃至は賃労働者として如何なる産業に依存するか等の實情を分析してゐる。

第五に、農家の經營規模別經營耕地總面積も、之を更に自小作別に集計するのみならず、規模別農家の專業・兼業別にも分析してをり、更に又、規模別に定期雇數、大家畜數、動力耕耘機臺數を集計して經營の内部組織を窺つてゐる。

第六に、專業及び第一種兼業農家を過去一ヶ年の現金收入の多寡により分類してゐる等、極めて精細をつくしたものである。

尙、昔て昭和十三年九月一日に行はれた農家一齊調査の調査結果は『我が國農家の統計的分析』となつて既に公表されてゐるが、今回の夏期基本調査はこの一齊調査の經驗に照して多少の變更を加へた所もあり、大體は之に近いものである。(以下記述には右の農家一齊調査との比較對照が多い。)

農家一齊調査は支那事變發生後一年を経過した時の調査であり、其の後今回の夏期基本調査迄三年を経過してゐるが、事變下三年の間に我國の農家が量的質的に如何に變つたかをも、或程度之に依つて窺ふことが出来るわけである。

專業兼業別農業者數	農業者			農家		
	總數	實數	割合	總數	實數	割合
第一種兼業	三,三〇〇,〇六六	二,三〇〇,〇六六	一〇〇%	三,三〇〇,〇六六	二,三〇〇,〇六六	一〇〇%
第二種兼業	三,〇〇四,一三一五	二,〇〇四,一三一五	一〇〇%	三,〇〇四,一三一五	二,〇〇四,一三一五	一〇〇%
第三種兼業	一,一〇六,一八九	九〇〇,〇六六	九三・八四	一,一〇六,一八九	九〇〇,〇六六	九三・八四
第四種兼業	一一一,一〇一	九〇〇,〇五〇	九〇・〇	一一一,一〇一	九〇〇,〇五〇	九〇・〇

(備考)	總數			農業者		
	主として農業以 外の産業を營み 從事して農業を 營むもの	主として農業を 營み從事して他 の産業を營むもの	主として農業を 營み從事して賃 労働者職員たる 者のもの	主として從事して 賃労働 者職員たるもの	農業を營むもの	農業を營むと は土地を耕作す ると否とも問はず耕種、養蜂、 養畜(養蜂、養畜を含む)の二又は二以上を業とする ことを謂ふ。
第一種兼業	一,一〇三,〇一	一,〇五,〇六三	一,〇一	一,一〇三,〇一	一,〇五,〇六三	一,〇一
第二種兼業	一,〇四,三六	一,〇一,七二	九三・一	一,〇四,三六	一,〇一,七二	九三・一
第三種兼業	九〇,八五	九〇,〇三〇	九九・九	九〇,八五	九〇,〇三〇	九九・九
第四種兼業	九〇,〇三〇	九〇,〇三〇	一〇〇・〇	九〇,〇三〇	九〇,〇三〇	一〇〇・〇

一、農業者とは農家及準農家を謂ひ、農家とは世帶員中農業を營むものある世帯を謂ひ、準農家とは組合、會社、學校、試驗場にして農業を營み其の生産物を常に販賣に供するものを謂ふ。

農業を營むとは土地を耕作すると否とも問はず耕種、養蜂、養畜(養蜂、養畜を含む)の二又は二以上を業とすることを謂ふ。

二、專業農家とは農家の世帶員中に農業以外の業に從事するも

第一種	東京	一五六三	一五〇六△	吉野
大	大阪	三〇六	三〇八三	大西
阪				
區	又、專業店家の少ない「北陸區」「東山區」及び「四國 區」では第一種兼業が壓倒的に多い。			

四、農業業態別農業者

農家の營む農業の種類は耕種、蓄養、畜養の何れか一つを營むもの及び兩者或に三者を組合せて營む者等で、その定義は次の如くなつてゐる。

「耕種」とは作物を栽培して生計を営む事を謂ひ、
室、温床栽培も之に加へられる。

「春蠶」とは桑を栽培し又は栽培せずに家蠶を飼育して生計を營む事をいひ、

「養畜」とは飼料作物を栽培し又は栽培せずして家畜、家禽(愛玩用鳥獸類を含まず)又は蜜蜂を飼育する事に依り生計を營む事をいふ。

農業業態別農業者

農業農家及漁農家		農	漁	農
	戶數	戶	戶	家
耕種ノミヲ營ム モノ	一三三三六	五三	西四六	免去
耕種ト営業ノ兩 者ノ營ムモノ	二六三〇	〇七	一〇〇	〇八
耕種ト営業ノ兩 者ヲ營ムモノ	一七九	一七九	一六八	一五三
耕種養鷄養畜ノ 三者ヲ營ムモノ	三〇〇〇四	八七	一八一	一二一
其他	四萬七〇四	三〇	一〇一	三一

經營する農家は八・七%と比較的に少い。

先づ專業農家につきその業態を見ると、「耕種のみを営むもの」は五一・三%を占め、「耕種と養蠶の兩者を営むもの」二二・五%で之に次ぎ、「耕種と養鴨の兩者を営むもの」は一四九%となつて居り、三者を多角的に

耕種ノミヲ營ム 耕種ト營業ノ兩 者ヲ營ムモノ兩 者ヲ營業ノ兩 耕種營業落モノ							
一〇〇	七四	一三三	九〇	一五	六六三	一三三	二二二
一〇・九	七・四	一三	九	一	六	一	一
五・〇	五・〇	一	一	一	一	一	一
二〇・七	二〇・七	二	二	二	二	二	二
二五	六一	三	三	三	三	三	三
五一	一	一	一	一	一	一	一
三五	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一

(從トシテ他ノ産業ヲ營ムモノ)

其 他

五
西
五〇八三

ゐる事は準農家の資本の有機的構成が高いと想像される點から理解出来る。

業態別本業農家數比較 (專業及第一種兼業農家)	昭和十三年		昭和十六年	
	耕種ノミヲ營ム モノノ農戶	耕種ト養蠶ノ兩 者ヲ營ムモノノ農 戶	耕種ト養蠶ノ兩 者ヲ營ムモノノ農 戶	耕種ノミヲ營ム モノノ農戶
耕種ノミヲ營ム モノノ農戶	三三四、五五二	一〇六、五九九	一〇六、五九九	一〇〇、四〇四
養蠶ノミヲ營ム モノノ農戶	一、一七六	一、一七六	一、一七六	一、一七六
耕種ト養蠶ノ兩 者ヲ營ムモノノ農 戶	三三四、五五二	三三三、五九九	三三三、五九九	三三三、五九九
耕種ト養蠶ノ兩 者ヲ營ムモノノ農 戶	九九六、〇三三	九九六、〇三三	九九六、〇三三	九九六、〇三三
耕種ノミヲ營ム モノノ農戶	三三三、五九九	三三三、五九九	三三三、五九九	三三三、五九九
三者ヲ營ムモノ ノ農戶	一一一、一七七	一一一、一七七	一一一、一七七	一一一、一七七
耕種養蠶者ノ農 戶	一一一、一七七	一一一、一七七	一一一、一七七	一一一、一七七
耕種者ノ農戶	一一一、一七七	一一一、一七七	一一一、一七七	一一一、一七七
三者ヲ營ムモノ ノ農戶	一一一、一七七	一一一、一七七	一一一、一七七	一一一、一七七
其　　ノ　他	一、一七六	一、一七六	一、一七六	一、一七六
右に本業農家についての比較であるが、「耕種と養 蠶」の兩者を營むもの」のみ大きく減少し、「他の業態は 何れも増加してゐる。尙、「養蠶のみを營むもの」が急 増してゐるが、之は十三年の一齊調査には「土地を耕 作せざるもの」は全く調査されて居ないので對し十六 年調査に於ては之を含めることとなつた爲もあり、こ の爲の増加を考慮に入れれば「養蠶のみを營むもの」が ふえたとは必ずしも斷言出来ない。たゞ「耕種」がふえ	四二六、八四四	一〇〇	四三四、〇〇四	一〇〇

て「耕種・養蠶」がへつた事だけは結論出来るわけである。

五、自小作別農家及準農家

今回の調査に於ける自小作別集計には特に次の三點に注意せねばならぬ。

第一に從來は自作・自作兼小作・小作の三者に分けてゐたが、今回からは「貸付耕地一町歩以上の土地所有者にして農業を営むもの」の項目を設けてある。(その大部分は地主自作と看做しても大過あるまい。)

蓋し多くの土地を小作させて自らは僅かに數反の耕作しかやらぬ地主兼自作農を五反百姓と同列においては農家の經濟的把握は出來ないといふ趣旨からである。この範疇に入るものは一町歩以上を貸付け自作する田畠からの生産物を販賣する場合であり、その農業からの現金收入が小作料收入その他に比して第一位にあるものを第一種兼業とし、それが第二位以下ならば第二種兼業となる。

第二には、自作農・小作農・自小作農の區分を明瞭にした點を擧げ得る。即ち

「自作」とは經營耕地の九割以上を自己が所有する農家とし、

「自作兼小作」とはその耕作する耕地の五割以上九割未満を所有する農家とし、「小作兼自作」とはその耕作する耕地の一割以上五割未満を所有する農家とし、

「小作農」とはその耕作する耕地の一割以下を所有する農家としてある。

今回は自小作の範囲が廣くなつてゐるので、之も一

齊調查と比較する事は出来ぬ。例へば從來は小作農家を自己の所有耕地なきものと規定してゐたのであるが、今はその所有が一割以下のものは小作農家となるから、數字の増加をもつて直ちに從來の小作農家がふえたとは云へないことになる。

第三には「土地を耕作せざる農家及准農家」なる項目を新たに設けた點で、是は家畜・家禽・蜜蜂・家蠶等の飼養又は温室の經營等を業とするもので、土地の耕作をなさざるものであるから所謂自作小作の範疇外に属する。

調査結果の概要は次表の如くであるが、

自小作別農業者數

農 家	農			農業者 数
	専業	兼第一種	兼第二種	
自作	一五〇六戸	二八一戸	四三戸	二六
自作兼小作	二二八七戸	三〇七戸	一七〇戸	四八
小作兼自作	一〇〇〇戸	二〇〇戸	一〇九戸	四六
小作	一五〇九戸	二七七戸	二七〇戸	交一
農家	一五〇九戸	一〇九戸	一〇九戸	四〇

ノ 貸付耕地一町歩以上ノ土地所有者ニシテ農業ヲ營ムモノ

農 家	農			農業者 数
	専業	兼第一種	兼第二種	
自作	一五〇六戸	二八一戸	四三戸	二六
自作兼小作	二二八七戸	三〇七戸	一七〇戸	四八
小作兼自作	一〇〇〇戸	二〇〇戸	一〇九戸	四六
小作	一五〇九戸	二七七戸	二七〇戸	交一
農家	一五〇九戸	一〇九戸	一〇九戸	四〇

總數を農家について見ると、自小作の範囲が擴がつたので、「自作兼小作」「小作兼自作」を併せて四割となつてゐる。「貸付耕地一町歩以上ノ土地所有者ニシテ農業ヲ營ムモノ」は一六・六萬戸、總農戸數に對して三%である。

准農家は小作するものが壓倒的に多い、之は組合、試驗場、學校等の性質上借地のものが多し爲と思考せられる。

次に專業兼業別について見ると、專業では自作及び自作兼小作の割合が五三・一%と高く、小作は二四・三%と低い、之は農業を從事とする第二種兼業に於いて小作の割合が三八・四%と高いのと關聯して當然考へられる事である。

尙、府縣別に之を見ると、自作農家の多い府縣は沖繩(六三・一%)、長崎(三九・七%)、和歌山(三八・五%)、

農家	七,八〇	四,三	一,一
地主耕作	七,八〇	四,三	一,一
農家及準農家	四,三	一,一	一,一
耕作一町歩以上ノ土地所有者ニシテ農業ヲ營ムモノ	七,八〇	四,三	一,一
農業者数	七,八〇	四,三	一,一

鹿兒島(三七・二%)、山口(三七・〇%)、廣島(三六・五%)、德島(三六・三%)、三重(三五・七%)、岩手(三五・五%)、の順となつてなり、地域的には近畿・中國・四國及び九州地區に比較的自作農が多い。反之、即ち東日本では自作農家が少く、西日本に多いといふ。

又、自作農家の少ない府縣は香川(一六・〇%)、山形(一六・四%)、秋田(一六・八%)、宮城(一八・一%)、鳥取(一八・三%)、茨城(一八・九%)、埼玉(一九・四%)、新潟(一九・九%)等である。

但し自作農家の割合を問題にする場合に注意せねばならぬ點は自作農家に二つの範疇を考へねばならぬ事で、即ち一は皇國農村の中核體として維持、創出すべき自作農創設の對象となるべき自作農であり、他は自作農とは云へ名ばかりの零細耕地を手作りするにすぎないものである。次表は自作農家の多き府縣が經營耕地五反未満の農家も亦大なる事を示してゐる。

府 縣	自作農家率	耕地五反未満の農家率
沖 長	六三・一%	五五・四%
繩 和 歌	三九・七	四四・二
山 岸	三八・五	四八・四
鹿 兒	三七・二	四四・二
島 口	三七・〇	三四・九
山 島	三六・五	四五・一
廣 德	三五・七	三七・二
三 重		

主トシテ農業ヲ
營ミ從トシテ他
ノ施業ヲ營モ
其ノ他ノ林產
物生産取業
勞働者職員タル
モノ

右によると、「木炭製造業」が非常に多い。遂に農業を副業として居る者で「木炭製造業」を主として居るもののはるかに少い、即ち前者の一九・六萬に對し後者は四・六萬を占むるに過ぎない。農業を副業とする者に於ては商業を主とするものが一三・三萬で最も高く、

	岩 手	三五・五	三三・九
全國平均	二八・一	三三・三	
			三三・三

六、兼業の種類に依り分ちたる兼業農家

兼業農家が著しく増加の傾向にある事は先に見た處であるが、今回の調査はその實態を兼業の種類及び程度によつて明らかにしておる。その程度については第一種、第二種兼業の區別をつけ、種類としては「農業以外の産業を自営するもの」と「賃勞働たるもの」との二大範疇に區分してゐる。(尙、農業以外の産業としては九種目と並びに「小作料の他財産收入」を區別し、賃勞働としては十二種目を掲げ、その外に職員勤務を區別してある。)

農家(即ち準農家を除く)兼業の全國的集計結果を掲ぐれば次表の如くである。

專業兼業別農家

總 數	第一種兼業	第二種兼業
五・四九八、八二六	一〇〇 %	一五〇一、三〇
	農家數	農家數
	三二八四 戶	四九八七三 戶
專 業		
第一種兼業		
主トシテ農業ヲ 營ミ從トシテ他 ノ施業ヲ營モ		
其ノ他ノ林產 物生産取業	一九・四二	四五・五五
漁 捞 業	三一九〇	五五・五五
木炭製造業	一五・三〇	一六・一〇
水產增殖業	一五・六〇	一六・九〇
工 業	一〇・六九	二四・一〇
商 業	一五・三〇	一四・三〇
交 通 業	一五・六〇	二三・五〇
小 作 料 其 ノ	一九・五八	二八・五〇
其 他 財 產 收 入	一九・五八	二八・五〇
其 他 一 他 ノ 產	一五・九八	一六・三〇
業	一九・九三	一〇・〇〇

第一種兼業農家の内、「從として他の産業を營むもの」は九三萬戸で總農家の一七%を占め、「從として賃勞働者、職員たるもの」は百十一萬戸で總農家の二〇%である。第二種兼業のそれは前者が九%，後者が一二%となつてゐる。即ち何れの兼業に於ても賃勞働者職員たるもののが、他の産業を營むものより大である。

更に農家が農業の傍らに副業として行ふ産業を見るに次表の如くで、

農業以外の産業を自営する兼業農家

農家數	第一種兼業	第二種兼業
三二八四 戶	一〇〇 %	一五〇一、三〇
	農家數	農家數
	四九八七三 戶	四九八七三 戶
總 數		

第一種兼業農家の内、「從として他の産業を營むもの」は九三萬戸で總農家の一七%を占め、「從として賃勞働者、職員たるもの」は百十一萬戸で總農家の二〇%である。第二種兼業のそれは前者が九%，後者が一二%となつてゐる。即ち何れの兼業に於ても賃勞働者職員たるものの方が、他の産業を營むものより大である。

更に農家が農業の傍らに副業として行ふ産業を見るに次表の如くで、

農業以外の産業を自営する兼業農家

農家數	第一種兼業	第二種兼業
三二八四 戶	一〇〇 %	一五〇一、三〇
	農家數	農家數
	四九八七三 戶	四九八七三 戶
總 數		

漁撈業を主とするものも八・九萬で商業・工業に次いで大となつてゐる。なほ「工業」には農家にして物の製造・加工・淨洗・選別・包裝又は修理を業として營むものを計上し、原料たる農産物、水産物を主として購入して製造又は加工を行ふものを含んでゐる。

「小作料其の他財産收入」の項では農家にして、毎年一定額の小作料又は利子、配當・家賃等の收入をあげてゐるものを見上する。「地主自作」の範疇の農家の大

部分はこゝに含まれてゐるわけであるが、第二種兼業
が案外に少い。「貸付耕地」町歩以上の土地所有者に
して「農業を営むもの」は一六・六萬戸であるが、こゝ
での合計は一五・六萬戸となり、ほど四散した數字と
なつてゐる。

次に、賃労働に從事する兼業農家を見ると次表の如
く、農家一齊調査では一括して雇傭労働として取扱つ
てゐたものが十二種に分けられ、實態分析の可能なる
統計となつた。

商業賃労働	一九三三〇	三二	三六	一九三三〇	三二	三六
交通業賃労	五〇、五〇三	五八	五六	五〇、五〇三	五八	五六
労働	一六五、四四	七一	八二、三五	一五二	七一	八二、三五
人夫日傭	三一、六三	三三	三三、七九	三六	三一、六三	三三、七九
家事労働	一五二、九〇一	二五八	二〇一、一六一	一九二	一五二、九〇一	二五八
其ノ他ノ賃						
労働						
農業日傭・季節傭を兼業として出してゐる農家（世帶）は一四萬戸、常傭の方は三萬戸で意外に少ない。						
一方、規模別に見た農家の雇傭せる常傭は一六萬人となつて居り、大きな開きがあるが、之は農家にして常傭を世帯員中から出してゐても他の兼業（例へば炭焼き）からの收入が多い場合には常傭を兼ねる者に數へられぬ點、及び一世帯から二人以上の常傭を出す場合もありうる點を注意せねばならぬ。						
之は兼業の他の種類についても同様に注意を要する点で、その實數から直ちに職工農家が少いとも云へないわけである。						
次に工業賃労働を第一種兼業とする所謂職工農家を見る。滿州事變を契機として飛躍せる我國の工業は、						

次に工業賃労働を第一種兼業とする所謂職工農家を見る。滿洲事變を契機として飛躍せる我國の工業は、その勞働力を主として農村に求め、農村も亦それに應ずる人的餘剰を持つてゐたが、日支事變以降、農村過剩人口の大都市産業への逸出にも一應の限界がきた爲、資本(工業)自らの農村への進出といふ形で、農村労働力の利用が行はれつゝあるといへよう。工業の地方分散があり、その周圍の農村は若き青年男女を工場に送り、自らは老幼婦女の手によつて粗放なる農業を僅かに營むといふ現象は各地で見られる處である。かくて工業賃労働を主とし又は從とする兼業農家が増加したが、併し如何なる程度で増加しつゝありやは他に比較する材料がない。

賃勞働兼業農家中職工農家の占むる割合

こゝで大工業とは職工百人以上を使用する工場を云ひ、家内工業的なるものと區別してゐるが、恭蠶縣では製絲工場等が大工業の大部分を占める場合もある。

45	14	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	23	22	21	20	19	18	福
宮	大	熊	長	佐	福	高	愛	香	德	山	廣	岡	鳥	奈	兵	京	三	井
崎	分	本	野	賀	岡	知	根	山	島	日	島	川	良	和	阪	東	八	福
一四六	一九九	一五七	一三二	一三一	一五二	一五〇	一五八	一五九	一六〇	一五九	一五九	一五九	一五九	一五七	一五九	一五九	一五九	一五九
四三	一九〇	一六九	一六三	一六一	一七三	一七二	一七一	一七〇	一七一	一七〇								
五九	八七	九八	七七	一五一														

「中小工業」では群馬・埼玉・千葉・神奈川・愛知・岐阜等が首位を占めてゐる點、第一種、第二種兼業共に同結果を見せてゐる。東北は(福島縣を除き)かゝる職工農家が極めて少い。貨労働たる兼業農家に於て最高の比率を占めてゐるのは「人夫日傭」で、こゝに世帯員中、雇傭せらるゝ事業場の一定せざる貨労働者のある世帯が計上されてゐる。即ち土木工事、鐵道の除雪作業等各種の勞働に從事するわけで、兼業の内、農業の日傭たるもののは一四萬に對し、人夫日傭は二四・七萬である。

今回の調査では「職員勤務」なる範疇が新設されたが、こゝには世帯員中、官公署、學校、團體、各種事業體の事務又は技術に給料又は俸給を得て從事するものある世帯が計上されてゐる。こゝに含まれる給仕等は從來「貨労働」に入つてゐたものである。第一種兼業で一四萬、第二種で一二・三萬、合計二六・三萬で兼業總農家數の八・一七%を占む、かなりの數と云はねばならぬ。

七、經營耕地面積廣狹別農業者

經營規模の大小によつて區別したところの農家は、我國の農業生産の零細性を示すものであるが、特に今

回の調査では規模別に、專業、兼業農業者數、其の農業者に所屬する自小作別耕地、定期、大家畜、耕耘機數等が集計されて、農業經營の内部構造をうかゞふ事が出来る様になつた。

規模別農家數の全國的集計結果は次表の如くで、

經營せる耕地廣狹別構成

(土地を耕作せざる農家を含む)

北海道を除く
同上各階層によつて
經營される面積

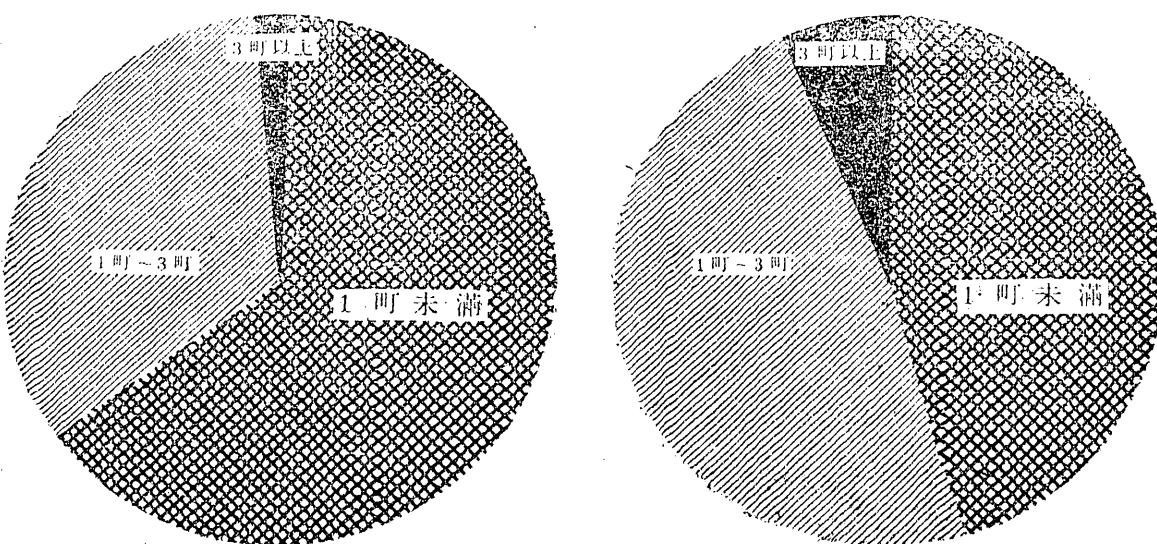
總農家數
同上各階層によつて
經營される面積

總數
同上各階層によつて
經營される面積

總數	同上各階層によつて 經營される面積	北海道農家數	總數	同上各階層によつて 經營される面積
一八五、六〇	一〇〇%	九七、四七	一〇〇	九七、四七
一町未滿	一七〇	一町未滿	一七〇	一七〇
二町未滿	一七〇	二町未滿	一七〇	一七〇
三町未滿	一七〇	三町未滿	一七〇	一七〇
四五町未滿	一七〇	四五町未滿	一七〇	一七〇
五町未滿	一七〇	五町未滿	一七〇	一七〇
一〇町未滿	一七〇	一〇町未滿	一七〇	一七〇
一〇町以上	一七〇	一〇町以上	一七〇	一七〇

經營せる耕地面積別構成（北海道ヲ除ク）

各階層別農家經營面積



北海道を除いた全国では一町以下の零細農家が總數の六五%を占めるに對し、一町・三町經營は三三%にすぎない、各階層によつて經營される面積を見ると我國農家の零細性が一層はつきりする。即ち、一町以下の農家でいへば六五%の農家が三六%の耕地を耕してゐる事になる。

北海道は三町以上の經營が五六・四%と過半數を占め、耕地の九〇%を耕してゐるわけで特別扱いが必要である。

尚、規模別農家を地域別に比較して見ると次の如くである。

規模別農家の地域的比較

	一町以下	一・三町	三町以上
東北區	四七・二%	四六・八%	六・〇%
關東區	五六・四%	四一・四%	二・二%
近畿區	七七・六%	二三・二%	〇・一%
九州區	六六・七%	三三・一%	一・二%
全國（北海道を除く）	六五・一%	三三・三%	一・六%

中核的經營と目される一・三町農家は東北では三町未満農家とほど同数を占めてゐる。關東區、九州區の順で次第に一町以下の零細經營が多くなり、近畿では七八%と壓倒的な率となつてゐる。北海道を除いた全國の平均はほど九州と同率である。

更に、規模別農家の増加を見る爲に、「土地を耕作せざる農家」を除外して昭和十三年一齊調査と、比較して見ると次の如くである。

規模別農家の増減

年	農家調査	昭和十六年新統計	増減割合	
			(△は減)	(△は増)
一九三五年	一、六九三五戸	一、八三三五戸	△三・三%	△二・三%
西日本	西二三三五戸	西二三三五戸	△三・九%	△二・五%
東北・北海道	東北・北海道一、九三三五戸	東北・北海道一、九三三五戸	△一・一%	△一・一%

尙、地域別に増減の割合を見ると、五段未満では北海道が一五・四%の減少を示し、東北區二一・九%、北陸區六・一%、東山區四・四%の減少が之に次いでゐる。東北・北海道の減少が著しく西日本では逆に若干増加

(四國區を除き)してゐる。

五段一町では九州區の増加が目立つて居り、北海道・東北區はこゝで多少減じてゐる。

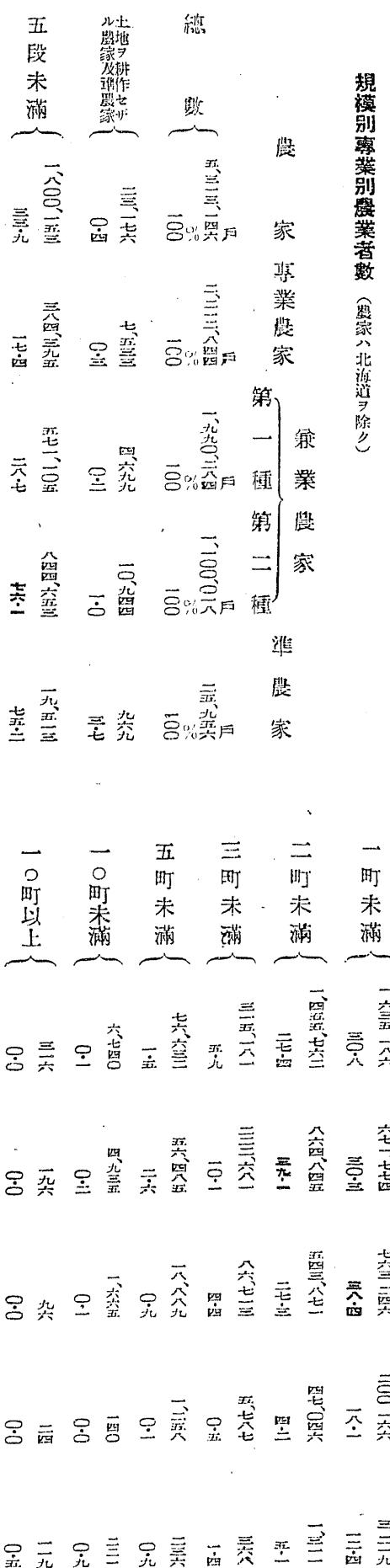
一町一二町では東北・東山・四國區が増加し、近畿・中國・九州が減少してゐる。

二町一三町では近畿區のみ減少してゐる。

三町一五町では東海區・關東區・北陸區の増加が目立つてゐる。北海道は五反未満及び三町以上の經營が減少して居り、こゝでは全國的に見られる傾向が一層強く表現されてゐる様に思はれる。

五町以上の經營は壓倒的に北海道がしめてゐるのであるが可成りの減少となつてゐる。實數は僅かではあるが可成りの減少となつてゐる。實數は僅かではある。

規模別專業別農業者數 (農家ハ北海道ヲ除ク)



專業農家では一・二町經營の農家が三九・一%を占め、五段一町が三〇・三%で之に次ぎ、二町一三町

も一〇・一%とかなり高い。即ち專業農家では經營規模において一町一三町の中核的經營が四九・二%を占めている。農業を專業とするにはこの程度の耕地を必要とする事を統計は示してゐる。

第一種兼業では一町一三町農家では三一・七%と少く、一町未満の零細農家が六七%となつてゐる。

この傾向は第二種兼業では一層はなはだしい。即ち五段未満が七六%と壓倒的に多く、一町以下は九四%

で、こゝでは大部分の農家が一町以下の零細規模とい

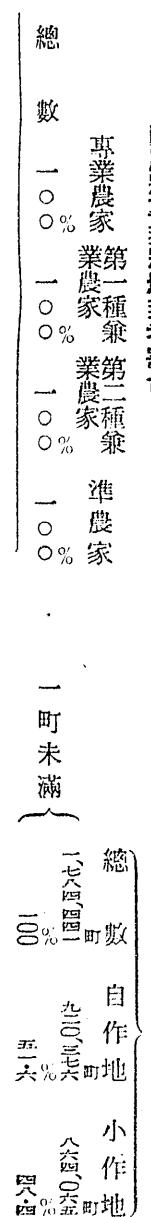
ふことになる。かゝる農家層より質労働者の分化が起りうるわけである。

準農家は第一種兼業農家と類似の比率となつて居り、五段未満が七五%である。之は小作の準農家が六八%を占めてゐる事と關聯してゐる。

尙、經營規模を三階層にわけて專業、兼業別に農家

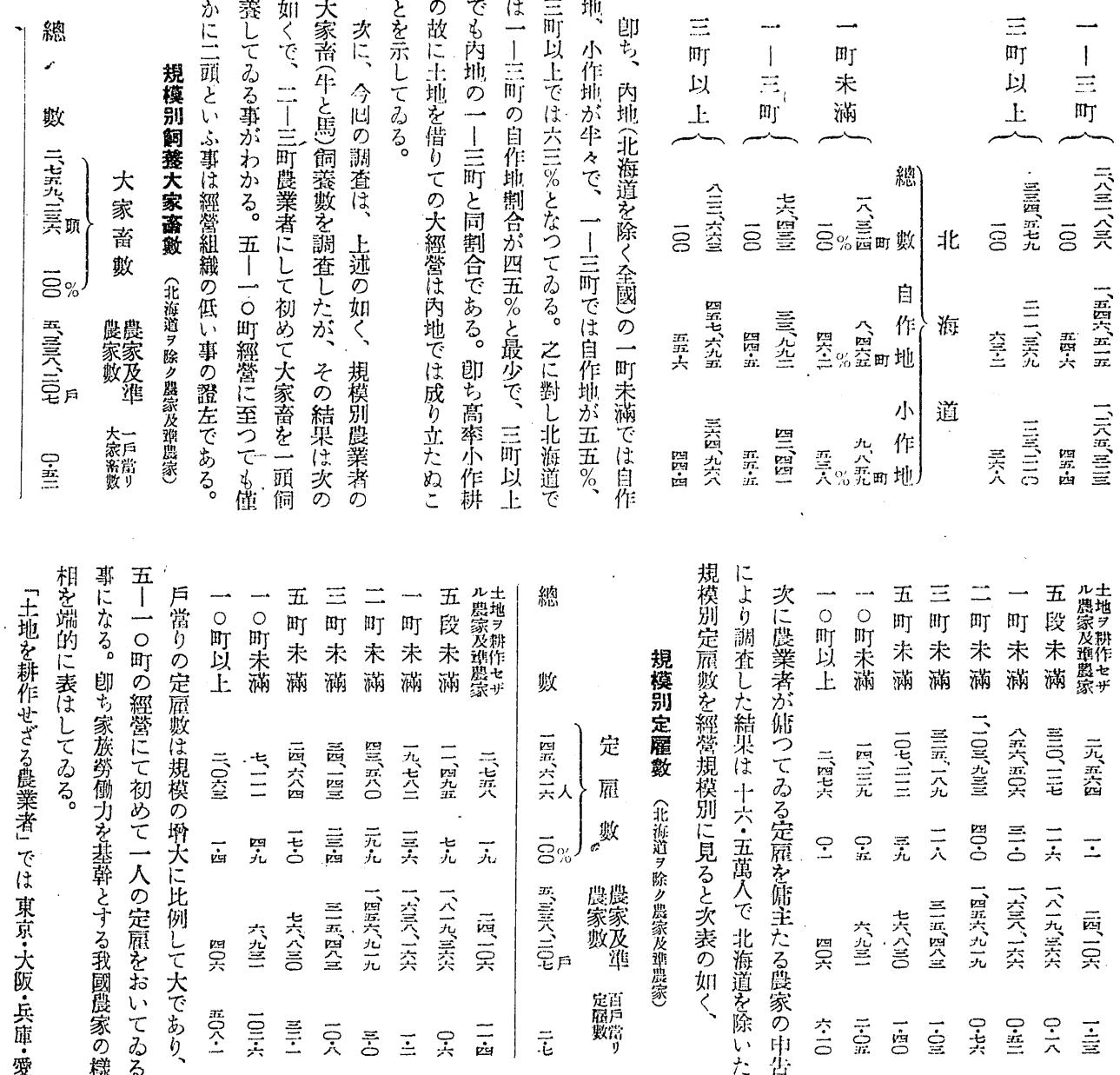
數の割合を見ると次の如くである。

三階層別專業別農業者割合



るが、中國・近畿・東海區では相當増加してゐる事は注意すべき點である。

以上、規模別農家数を更に專業兼業別に見ると次表の如く(三町以上の經營には北海道の影響が大きいので之を除く)、



即ち内地（北海道を除く全國）の一町未満では自作地、小作地が半々で、一・二・三町では自作地が五五%、三町以上では六三%となつてゐる。之に對し北海道では一・二・三町の自作地割合が四五%と最少で、三町以上でも内地の一・二・三町と同割合である。即ち高率小作耕の故に土地を借りての大經營は内地では成り立たぬことを示してゐる。

	農家及準農家數	定雇數	百戸當定雇數
總數	130	130	1%
土地ヲ耕作セサ ル農家及準農家	一四五、六一六	一八九	1%
五段未満	二四九五	二七五六	11.6%
一町未満	一九、七六一	一九、九三六	10.0%
二町未満	一三六	一六六、一五七	11.3%
三町未満	一三四	一四五、四五三	10.8%
五町未満	一七〇	一六六、三一〇	11.2%
一〇町未満	一九九	六九一	10.1%
一〇町以上	一四四	四六六	10.0%

	五段	一二町	二町	一五町	知・神奈川等が比較的多くの定雇をもつてゐる。大都 市近郊の乳牛、養鶏等の特殊的經營が存する爲であら う。
五段未滿	三〇・三%	二・六	一・八九	零・八	
一町未滿	一・一〇	一・六八	一・六六	〇・七六	
二町未滿	一・一〇	一・四〇	一・四五	〇・七一	
三町未滿	三・五一八九	二・八	三・五四八三	一・〇三	
五町未滿	一〇・三三三	三・九	七六・八三〇	一・四〇	
一〇町未滿	一四・三三五	〇・五	六・九三一	一・〇五	
一〇町以上	三・四七六	〇・一	四〇K	六・二〇	尙、地域別に定雇をもつてゐる階層が如何に異なるか見る と次表の如くで、
次に農業者が儲つてゐる定雇を儲主たる農家の申告、 により調査した結果は十六・五萬人で北海道を除いた 規模別定雇数を經營規模別に見ると次表の如く、					
東北區平均では二一五町經營が定雇の過半數を占め	五段	一二町	二町	一五町	
九 州	近畿	東 北	東 北	東 北	
區	區	區	區	區	
五二・六%	五九・八%	三一・四%	三一・四%	五三・三%	
一五・七%	三九・八%	三一・五%	三一・五%	一五・七%	

戸當りの定雇數は規模の増大に比例して大であり、五十一〇町の經營にて初めて一人の定雇をおいてゐる事になる。即ち家族勞働力を基幹とする我國農家の様相を端的に表はしてゐる。

定雇分布の比較		市近郊の乳牛、養鶏等の特殊的經營が存する爲であらう。	
東	北 區	五段一二町	二町一五町
關	東 區	三一・四%	五三・三%
近	畿 區	四三・六%	三九・八%
九	州 區	五九・八%	一五・七%
		五一・六%	三一・五%
		五二・六%	
東北區平均では二一五町經營が定雇の過半數を占めるに對し、近畿區では五段一一町が六〇%をもつ。九州區では五段一一町が五三%をもつ點では近畿型であるが、二一五町も三二%を持ち、近畿の五段未満が多いのとコントラストをなす。關東區は東北・近畿の中庸をえてゐる。		尚、北海道では三町以上の經營が多いので、定雇もそこでは七四%を上じてゐる。尚十町以上の經營でも三・三戸に僅か一人の定雇を置いてゐるに過ぎない點は、内地のそれが五人をもつとのと非常な相異がある。之は十町以上の農家といつても内地と北海道とは全く質的に異なる爲であらう。内地ではかかる經營の大部分は東北にあるが、何れも地主手作的なものと云へよう。從つて多くの定雇を必要とするのであるが、北海道ではかかる經營には畑作の粗放經營が多く、農繁期に季節傭をおく程度で主として自家労力によるから、大經營でも三・三戸に一人の定雇といふ結果となつたものと考へられる。	

最後に、農業者が所有する自動耕耘機臺數を規模別により調査した結果は次の如くであるが、こゝに自動耕耘機とは小型の揮發油機關、重油機關等を機體上に搭載し之に依つて運轉せらるゝ耕耘機のことをいふ。

規模別所有動力耕耘機臺數

(北海道ヲ除く農家及準農家)

總 數	耕耘機數		農家及準 農家數	耕 耘 機 數 百 戶 當 り
	地 主 耕 作 者 及 準 農 家	耕 耘 機 數 百 戶 當 り		
五段未滿	一〇六	一・〇六	五三六二〇七	〇・一五
一町未滿	一五〇	一・五〇	五三六二〇七	〇・一五
二町未滿	一九一	一・九一	五三六二〇七	〇・一五
三町未滿	一七〇	一・七〇	五三六二〇七	〇・一五
五町未滿	一九六	一・九六	五三六二〇七	〇・一五
一〇町以上	一〇	一・〇	五三六二〇七	〇・一五

尙、府縣別の分布を見ると次の如く、岡山・福岡縣のみが農業者千戸當り一三一一臺を持ち、その他の縣は一三臺程度にすぎない。耕耘機はいまだ特殊地域に分布してゐるにすぎず、日支事變以降の急激なる増加も最近は資材關係の爲、停滞してゐることは農業生産力の發展の爲に遺憾といはねばならぬ。

耕耘機の普及せる府縣順位

臺 數	農 家 數 千 户 付
--------	----------------------------

岡 山	一六〇六二
福 岡	一六〇九
新 潟	一六五
大 分 県	一六三

農 家 數 千 户 付
一三三・三
一一一・四
一一一・四
一六五

收入源泉	專業農家		第一種兼業農家 該當戸數 總戸數 % %
	該當戸數 總戸數 % %	該當戸數 總戸數 % %	
玄米收入	一七二五五四	一七二五五四	一七二五五四
稻穀工品	八七五	八七五	八七五
豆類	八七五	八七五	八七五
甘藷	一七一	一七一	一七一
薯蕷	一七一	一七一	一七一
馬鈴薯	一七一	一七一	一七一
玉米	一七一	一七一	一七一
高粱	一七一	一七一	一七一
蕷麻	一七一	一七一	一七一
大麥	一七一	一七一	一七一
蕷草	一七一	一七一	一七一
蕷根	一七一	一七一	一七一
蕷豆	一七一	一七一	一七一
蕷菜	一七一	一七一	一七一
蕷煙	一七一	一七一	一七一
蕷草	一七一	一七一	一七一
蕷大	一七一	一七一	一七一
蕷甘	一七一	一七一	一七一
蕷橘	一七一	一七一	一七一
蕷柑	一七一	一七一	一七一
蕷蘿蔔	一七一	一七一	一七一
蕷薯	一七一	一七一	一七一
蕷煙	一七一	一七一	一七一
蕷草	一七一	一七一	一七一
蕷大	一七一	一七一	一七一
蕷甘	一七一	一七一	一七一
蕷橘	一七一	一七一	一七一
蕷柑	一七一	一七一	一七一
蕷蘿	一七一	一七一	一七一
蕷薯	一七一	一七一	一七一
蕷煙	一七一	一七一	一七一
蕷草	一七一	一七一	一七一
蕷大	一七一	一七一	一七一
蕷甘	一七一	一七一	一七一
蕷橘	一七一	一七一	一七一
蕷柑	一七一	一七一	一七一
蕷蘿	一七一	一七一	一七一
蕷薯	一七一	一七一	一七一
蕷煙	一七一	一七一	一七一
蕷草	一七一	一七一	一七一
蕷大	一七一	一七一	一七一
蕷甘	一七一	一七一	一七一
蕷橘	一七一	一七一	一七一
蕷柑	一七一	一七一	一七一
蕷蘿	一七一	一七一	一七一
蕷薯	一七一	一七一	一七一
蕷煙	一七一	一七一	一七一
蕷草	一七一	一七一	一七一
蕷大	一七一	一七一	一七一
蕷甘	一七一	一七一	一七一
蕷橘	一七一	一七一	一七一
蕷柑	一七一	一七一	一七一
蕷蘿	一七一	一七一	一七一
蕷薯	一七一	一七一	一七一
蕷煙	一七一	一七一	一七一
蕷草	一七一	一七一	一七一
蕷大	一七一	一七一	一七一
蕷甘	一七一	一七一	一七一
蕷橘	一七一	一七一	一七一
蕷柑	一七一	一七一	一七一
蕷蘿	一七一	一七一	一七一
蕷薯	一七一	一七一	一七一
蕷煙	一七一	一七一	一七一
蕷草	一七一	一七一	一七一
蕷大	一七一	一七一	一七一
蕷甘	一七一	一七一	一七一
蕷橘	一七一	一七一	一七一
蕷柑	一七一	一七一	一七一
蕷蘿	一七一	一七一	一七一
蕷薯	一七一	一七一	一七一
蕷煙	一七一	一七一	一七一
蕷草	一七一	一七一	一七一
蕷大	一七一	一七一	一七一
蕷甘	一七一	一七一	一七一
蕷橘	一七一	一七一	一七一
蕷柑	一七一	一七一	一七一
蕷蘿	一七一	一七一	一七一
蕷薯	一七一	一七一	一七一
蕷煙	一七一	一七一	一七一
蕷草	一七一	一七一	一七一
蕷大	一七一	一七一	一七一
蕷甘	一七一	一七一	一七一
蕷橘	一七一	一七一	一七一
蕷柑	一七一	一七一	一七一
蕷蘿	一七一	一七一	一七一
蕷薯	一七一	一七一	一七一
蕷煙	一七一	一七一	一七一
蕷草	一七一	一七一	一七一
蕷大	一七一	一七一	一七一
蕷甘	一七一	一七一	一七一
蕷橘	一七一	一七一	一七一
蕷柑	一七一	一七一	一七一
蕷蘿	一七一	一七一	一七一
蕷薯	一七一	一七一	一七一
蕷煙	一七一	一七一	一七一
蕷草	一七一	一七一	一七一
蕷大	一七一	一七一	一七一
蕷甘	一七一	一七一	一七一
蕷橘	一七一	一七一	一七一
蕷柑	一七一	一七一	一七一
蕷蘿	一七一	一七一	一七一
蕷薯	一七一	一七一	一七一
蕷煙	一七一	一七一	一七一
蕷草	一七一	一七一	一七一
蕷大	一七一	一七一	一七一
蕷甘	一七一	一七一	一七一
蕷橘	一七一	一七一	一七一
蕷柑	一七一	一七一	一七一
蕷蘿	一七一	一七一	一七一
蕷薯	一七一	一七一	一七一
蕷煙	一七一	一七一	一七一
蕷草	一七一	一七一	一七一
蕷大	一七一	一七一	一七一
蕷甘	一七一	一七一	一七一
蕷橘	一七一	一七一	一七一
蕷柑	一七一	一七一	一七一
蕷蘿	一七一	一七一	一七一
蕷薯	一七一	一七一	一七一
蕷煙	一七一	一七一	一七一
蕷草	一七一	一七一	一七一
蕷大	一七一	一七一	一七一
蕷甘	一七一	一七一	一七一
蕷橘	一七一	一七一	一七一
蕷柑	一七一	一七一	一七一
蕷蘿	一七一	一七一	一七一
蕷薯	一七一	一七一	一七一
蕷煙	一七一	一七一	一七一
蕷草	一七一	一七一	一七一
蕷大	一七一	一七一	一七一
蕷甘	一七一	一七一	一七一
蕷橘	一七一	一七一	一七一
蕷柑	一七一	一七一	一七一
蕷蘿	一七一	一七一	一七一
蕷薯	一七一	一七一	一七一
蕷煙	一七一	一七一	一七一
蕷草	一七一	一七一	一七一
蕷大	一七一	一七一	一七一
蕷甘	一七一	一七一	一七一
蕷橘	一七一	一七一	一七一
蕷柑	一七一	一七一	一七一
蕷蘿	一七一	一七一	一七一
蕷薯	一七一	一七一	一七一
蕷煙	一七一	一七一	一七一
蕷草	一七一	一七一	一七一
蕷大	一七一	一七一	一七一
蕷甘	一七一	一七一	一七一
蕷橘	一七一	一七一	一七一
蕷柑	一七一	一七一	一七一
蕷蘿	一七一	一七一	一七一
蕷薯	一七一	一七一	一七一
蕷煙	一七一	一七一	一七一
蕷草	一七一	一七一	一七一
蕷大	一七一	一七一	一七一
蕷甘	一七一	一七一	一七一
蕷橘	一七一	一七一	一七一
蕷柑	一七一	一七一	一七一
蕷蘿	一七一	一七一	一七一
蕷薯	一七一	一七一	一七一
蕷煙	一七一	一七一	一七一
蕷草	一七一	一七一	一七一
蕷大	一七一	一七一	一七一
蕷甘	一七一	一七一	一七一
蕷橘	一七一	一七一	一七一
蕷柑	一七一	一七一	一七一
蕷蘿	一七一	一七一	一七一
蕷薯	一七一	一七一	一七一
蕷煙	一七一	一七一	一七一
蕷草	一七一	一七一	一七一
蕷大	一七一	一七一	一七一
蕷甘	一七一	一七一	一七一
蕷橘	一七一	一七一	一七一
蕷柑	一七一	一七一	一七一
蕷蘿	一七一	一七一	一七一
蕷薯	一七一	一七一	一七一
蕷煙	一七一	一七一	一七一
蕷草	一七一	一七一	一七一
蕷大	一七一	一七一	一七一
蕷甘	一七一	一七一	一七一
蕷橘	一七一	一七一	一七一
蕷柑	一七一	一七一	一七一
蕷蘿	一七一	一七一	一七一
蕷薯	一七一	一七一	一七一
蕷煙	一七一	一七一	一七一
蕷草	一七一	一七一	一七一
蕷大	一七一	一七一	一七一
蕷甘	一七一	一七一	一七一
蕷橘	一七一	一七一	一七一
蕷柑	一七一	一七一	一七一
蕷蘿	一七一	一七一	一七一
蕷薯	一七一	一七一	一七一
蕷煙	一七一	一七一	一七一
蕷草	一七一	一七一	一七一
蕷大	一七一	一七一	一七一
蕷甘	一七一	一七一	一七一
蕷橘	一七一	一七一	一七一
蕷柑	一七一	一七一	一七一
蕷蘿	一七一	一七一	一七一
蕷薯	一七一	一七一	一七一
蕷煙	一七一	一七一	一七一
蕷草	一七一	一七一	一七一
蕷大	一七一	一七一	一七一
蕷甘	一七一	一七一	一七一
蕷橘	一七一	一七一	一七一
蕷柑	一七一	一七一	一七一
蕷蘿	一七一	一七一	一七一
蕷薯	一七一	一七一	一七一
蕷煙	一七一	一七一	一七一
蕷草	一七一	一七一	一七一
蕷大	一七一	一七一	一七一
蕷甘	一七一	一七一	一七一
蕷橘	一七一	一七一	一七一
蕷柑	一七一	一七一	一七一
蕷蘿	一七一	一七一	一七一
蕷薯	一七一	一七一	一七一
蕷煙	一七一	一七一	一七一
蕷草	一七一	一七一	一七一
蕷大	一七一	一七一	一七一
蕷甘	一七一	一七一	一七一
蕷橘	一七一	一七一	一七一
蕷柑	一七一	一七一	一七一
蕷蘿	一七一	一七一	一七一
蕷薯	一七一	一七一	一七一
蕷煙	一七一	一七一	一七一
蕷草	一七一	一七一	一七一
蕷大	一七一	一七一	一七一
蕷甘	一七一	一七一	一七一
蕷橘	一七一	一七一	一七一
蕷柑	一七一	一七一	一七一
蕷蘿	一七一	一七一	一七一
蕷薯	一七一	一七一	一七一
蕷煙	一七一	一七一	一七一
蕷草	一七一	一七一	一七一
蕷大	一七一	一七一	一七一
蕷甘	一七一	一七一	一七一
蕷橘	一七一	一七一	一七一
蕷柑	一七一	一七一	一七一
蕷蘿	一七一	一七一	一七一
蕷薯	一七一	一七一	一七一
蕷煙	一七一	一七一	一七一
蕷草	一七一	一七一	一七一
蕷			

專業農家においては玄米收入が第一位で、專業農家

總數に對し、四八・五%とほとんど半分を占めてゐる。

養蠶は之に次ぎ一五%，麥は一〇%となつてゐる。煙

草が第五位を占めてゐるのは完全なる商品化作物の爲

であり、柑橘・茶・大根・蘿等の商業的作目が上位を占

めてゐる。

次に第一種兼業農家に於いても第五位迄は專業と同

一作目となつてゐる。

玄米・養蠶・麥・甘藷・馬鈴薯・煙草の主作目を唯

一又は第一の現金收入源としてゐるものは、專業では

八〇%，第一種兼業では七五%といふ事になり、殘

りの一五一一〇%を多數の他の作目が占めてゐるので

ある。

養牛、藥品及麥稻販賣、茶園では第一種兼業農家

の方が率が高く、甘蔗では專業の方が高いのが自立

つ。

尚、工藝作物及果樹では之を唯一又は第一の現金收

入とした農家の方が第二の收入としたものより大とな

つてゐる。之はかかる特種な商業的作目を本業とする

農家がかなりある事を物語るものであり、農業に於て

も相當の分化が進んでゐる事を示す。

蔬菜ではそれを第二の收入とした農家の方が多い。

大都市近郊に於ては蔬菜を第一の收入とする近郊農家

が相當數にのぼるのであるが、蔬菜一般を取上げれば
やはり如上の傾向にある。

以上を總括すれば次の如くである。

(一) 世帶員中、農業を營むものある世帶を農家と

定義したのであるが、それに依ると總農家數は

五、四九八、八二六戸で、その内「土地を耕作せざ

るもの」は二三、五〇六戸である。之を除いて昭和

九、養鶏農業者

養鶏農業者は全國で一八七・七萬である。農家三戸

當一戸が鶏を飼つてゐる事になる。まづ飼養羽數によ

り六階層に分け、全國の總數を見ると次の如くで、

規模別養鶏農業者數

總 數	農 家		準農 家	
	一、八七六、九九 戸	100%	六、三三 戸	100%
九羽以下	一、四五六、九四	七六	五、三七	六、一三
二羽以上	六、三七五	一五三	一、五七	一五八
元羽以下	四、五五四	二六	三七	四六
三羽以上	三、七三三	二一	三〇	三七
四羽以上	三、五九五	二一	三〇	三五
五羽以上	六、八一	〇四	八九	一〇一
六羽以上	二〇〇羽以上			
七羽以上	四九羽以上			
八羽以上	三〇〇羽以上			
九羽以上	九羽以下			

但し定義の變更に注意を要する。農家について割合をみると專業が四一・九%、第一種兼業が三七・一%、第二種兼業が二一%である。

(二) 專業兼業別に見ると、第一種兼業農家が増加し、專業及び第二種兼業農家が減少の傾向にある。

先づ「農業以外の産業を兼ねるもの」の第一種兼業では「木炭製造業」が二一・一%で壓倒的に多く、「商業」一四・三%、「小作料その他財産收入」一・八%、「工業」一一・四%の順となつて居り、第二種兼業では「商業」の二六・六%が最大で、續いては「工業」の一八・一%、「漁撈業」の一七・八%となつてゐる。

次に「貨勞働たるもの」の第一種兼業では「工業貨勞働」の二三・八%が首位で、「人夫日傭」一七・一%、「農業貨勞働」一二・四%、「林業貨勞働」一二・二%が之に續いて多い。

第二種兼業では「工業貨勞働」二三・七%の首位、「人夫日傭」一五・二%の第二位は第一種兼業と變らないが「林業貨勞働」九・九%と「農業貨勞働」八・六%が僅かの差で逆になつてゐる。

(四) 業態別に農業者を見ると、農家では「耕種の

十三年の農家一齊調査と比較する。二三三、六九九戸の増加となつてゐるが、調査技術其の他の關係を考慮に入れた場合、我國の農家はこの三年間總體としては停滯状態にあつたと云へよう。

(二) 專業兼業別に見ると、第一種兼業農家が増加

し、專業及び第二種兼業農家が減少の傾向にある。

み」を營むものが五一・三%と過半数を占め、「耕種と養鶏」を兼ねるものも二三・五%と多く、續いては「耕種と養畜」の一四・九%で、「耕種・養鶏・養畜」の三者を營むものは僅か八・七%に過ぎない。

動態的に見れば、「耕種のみ」がふえ「耕種・養鶏」は可成りの減少となつてゐる。

(五) 自小作別に農業者を見ると、「自作」二八・一%、「自作兼小作」一〇・七%、「小作兼自作」二〇・〇%、「小作」二七・七%及び今回新たに調査した「貸付耕地一町歩以上を所有する農家」が一六・六萬戸(農家の二・〇%)である。

專業では自作及び自作兼小作の割合高く第二種

兼業では小作の割合が高く(三八・四%)なつてゐる。又、東日本では自作農少く、西日本に多いといふ事、及び自作農多き府縣は零細農家も多いといふ事が見られた。

(六) 規模別に見ると、中核的經營といはれる一―三町經營は專業農家の四九・一%を占むるに對し、

第一種兼業農家では三一・七%に過ぎない。

動態的に見れば、五段一町經營及び二三町經營の増加と五町以上の大經營及び五反未満が減少してゐる。即ち一三町の中核的經營への集中が見られるのである。

北海道を除いた府縣では經營耕地中自作地の占める割合は小作地よりも大きくなるに過ぎない。

大家畜は九州及び中國に多く飼はれてゐるが、全國的にいへば二三町經營で初めて大家畜一頭を飼つてゐるに過ぎない。

農業定雇は一六・五萬人で東北・關東に比較的多く、近畿・中國は少い。平均的には五一・〇町經營で初めて一人の定雇をおいてゐるといふ事になる。

自動耕耘機は全國で約八、〇〇〇臺あるが、岡山・福岡に集中的に普及してゐるに過ぎない。

(七) 最後に現金收入の多寡より農家を見る。

先づ本業農家について、唯一又は第一の現金收入源作目は玄米が第一位で本業農家の四五・〇%が之に依存し、養鶏を第一收入源とするもの

一五・八%、續いて麥の一〇・三%、甘藷・馬鈴薯の四・三%、煙草の一・六%となつてゐる。以上の五作目を第一收入源とするものは本業農家の七八%で、大部分は之等の作目に集中してゐるが、一方、數こそ少いが各種の作目を夫々第一收入源とするものがある。

次に第一の現金收入源作目について見るに、麥の二六・六%が首位で、玄米の一三・四%養鶏の一〇・四%、甘藷・馬鈴薯の六・一%、蔬菜工品・麥稈眞田の四・四%が之に次いでゐる。以上の五作目を第二收入源とするものは本業農家の六〇・九%で、

第二收入源は一層分化してゐる事を示す。

工藝作物及び果樹では第一收入源農家の割合

(九・三%)が第二收入源農家の割合(七・四%)より大で、該部門の分化が進んでゐる事、換言すればそれで飯を食ふ農家が可成りある事を語つてゐる。

る。

蔬菜及び畜産では第二收入源農家の割合(三・〇%)が第一收入源農家の割合(一・七%)より大で、該部門が一般的に云へば副業的に營まれてゐる事を示してゐる。

(八) 以上は一般農家に就いての概観であるが、最後に養鶏農業者についてみると、

先づ農家のうち、鶏を飼つてゐるものは三戸に一戸の割合である。而して養鶏農家の九三・三%は三十羽以下の小飼農家であるが、一方一〇羽以上飼養農家(四・七萬戸)は第一現金收入の側から見て、主として養鶏に依存してゐる經營と云へるであらう。

又養鶏業に於いても種鶏、孵卵・採肉の分化が行はれて居り、而も愛知・兵庫・奈良等に集中してゐる事が注目せられる。

(備考) 本項所載の統計文字には厚生省研究所人口民族部に於いて再算の結果訂正せるものが多い。